

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成21年3月12日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分、議案第30号の審査 .....	3
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・ 固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（弘豊委員、三宅秀明委員、三好義治委員）	
散会の宣告 .....	73

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成21年3月12日(木) 午前10時 開会  
午後5時14分 散会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	川端福江	委員	三好義治
委員	弘 豊	委員	山本善信	委員	三宅秀明

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	同室次長	有山 泉	同室参事	吉田和生
同室参事兼人権室長兼人権推進課長	藤原堅太郎	秘書課長	井口久和		
同課参事	橋本英樹	人事課長	山本和憲	同課参事	石原幸一郎
政策推進課長	山口 猛	同課参事	小矢田博子	同課参事	北野人士
同課参事	工藤正巳	人権室人権推進課参事	林 彰彦		
人権室女性政策課長	牛渡長子				
総務部長	奥村良夫	同部次長兼総務防災課長	杉本正彦		
同部参事兼財政課長	宮部善隆	同部参事兼市民税課長	寺本敏彦		
総務防災課参事	小原幹雄	法制文書課長	奥 幸市	情報政策課長	東角泰典
市民税課参事	柳瀬順一	固定資産税課長	入倉修二	同課参事	中西利之
納税課長	布川 博	同課参事	高元讓二	工事検査室長	角田猛志
同室参事	亀尾 豊				
会計管理者	小寺芳政	会計室長	寺西義隆		
監査委員、選挙管理・公平・	固定資産評価審査委員会事務局長	南野邦博			
同局次長	豊田拓夫				
消防長	石田喜好	消防本部次長兼消防署長	浜崎健児		
同本部参事兼総務課長	北居 一	同課参事	明原 修	予防課長	森 一男
警備第1課長	本山 勝	同課参事	熊野 誠	警備第2課長	樋上繁昭
同課参事	納屋浩二				

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成21年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分  
議案第30号 平成20年度摂津市一般会計補正予算(第5号)  
議案第 5号 平成21年度摂津市財産区財産特別会計予算

- 議案第 19 号 摂津市職員の厚生制度に関する条例及び一般職の職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 20 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

年度末、何かとお忙しいところ、きょうは総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日は、平成21年度の一般会計の予算(所管分)外5件のご審議をいただくこととなりますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

いったん退席いたしますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山本善信委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第1号所管分、議案第10号所管分及び議案第30号の審査を行います。

本3件のうち、議案第30号については補足説明を省略し、議案第1号所管分及び議案第10号所管分について補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第1号、

平成21年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、20ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ2、500万円の減となっております。これは景気後退による給与収入総額の減少などにより、個人市民税の減額が見込まれるものでございます。目2、法人は、前年度に比べ8億9、400万円の減となっております。これは個人市民税と同様、景気後退により市内企業の収益減少が見込まれることにより、法人税割が減額となるものでございます。項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ1億3、300万円の減となっております。これは評価がえによる家屋の減額や新規設備投資の減少見込みによる償却資産の減額などによるものでございます。目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額を計上いたしております。項3、軽自動車税は、前年度に比べ40万円の減となっております。

22ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ2、000万円の増となっております。項5、都市計画税は、前年度に比べ1、900万円の減となっております。これは、評価がえによる家屋の減額によるものでございます。款2、地方譲与税、項1、地方揮発油譲与税は、2、900万円を計上いたしております。これは、地方道路譲与税法等が地方揮発油譲与税法等に改正、施行されることにより、地方道路譲与税に変わり、一般財源として地方揮発油譲与税が譲与されるものでございます。項2、自動車重量譲与税は、前年度に比べ1、200万円の減となっております。

24ページ、項3、地方道路譲与税は前年度に比べ3,300万円の減となっております。さきにご説明申し上げました改正法が4月から施行されるため、3月課税分までは地方道路譲与税として譲与されるものでございます。款3、利子割交付金は、前年度に比べ400万円の減となっております。款4、配当割交付金は、前年度に比べ5,300万円の減となっております。款5、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ、3,600万円の減となっております。

26ページ、款6、地方消費税交付金は、前年度に比べ8,000万円の増となっております。款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ6,500万円の減となっております。目2、旧法による自動車取得税交付金は1,000円を計上いたしております。これは地方道路譲与税と同様、地方税法が改正され、4月1日に施行される予定であり、施行前に収入される3月分の自動車取得税に係る清算分について交付が見込まれるものでございます。款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金は、前年度に比べ2,000万円の増となっております。これは、税制改正に伴い減収が見込まれる自動車取得税交付金に係る減収補てん分の増額などによるものでございます。

28ページ、項2、特別交付金は前年度と同額を計上いたしております。款10、地方交付税は、前年度に比べ7,250万円の減となっております。これは、普通交付税の算定において基準財政収入額が基準財政需要額を大幅に上回り、これに伴って特別交付税の減額が見込まれ

ることによるものでございます。款11、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ100万円の増となっております。

30ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料を、また34ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料及び税務督促手数料を計上いたしております。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、総合相談事業交付金を計上いたしております。

次に、50ページをごらんいただきたいと思っております。款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

52ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入を計上いたしております。目2、利子及び配当金は、各種基金利子を計上いたしております。

54ページ、款17、寄附金は前年度と同額を計上いたしております。款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、前年度に比べ38万4,000円の増となっております。項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ2億1,990万円の増となっております。目2、公共施設整備基金繰入金は、前年度に比べ6,100万円の増となっており、南千里丘まちづくり事業などの財源として計上いたしております。

56ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、前年度と同額を計上いたしております。項2、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度に比べ150万円の増となっ

ております。項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、前年度に比べ58万9,000円の増となっております。

58ページ、項4、雑入、目1、滞納処分費は、前年度に比べ2万8,000円の増となっております。目2、雑入では、財政課分として、大阪府市町村振興協会交付金を、総務防災課分として水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして62ページをごらんいただきたいと存じます。款20、市債は、前年度に比べ11億230万円の減となっております。また、借換債を除く実質ベースでは8億410万円の増となっておりますが、新規市債発行予定額は元金償還額以内に抑制いたしております。本年度発行予定の市債といたしましては、目1、民生債は、民間保育所施設整備補助事業債及び借換債など。目2、土木債は、南千里丘まちづくり整備事業債、千里丘南千里丘線歩道拡幅事業債、市道千里丘23号線改良事業債及び借換債、目3、消防債は、消防施設整備事業債、目4、教育債は、小学校給食調理場改善事業債、中学校学習環境整備事業債及び借換債、目5、臨時財政対策債は、臨時財政対策債。目6、退職手当債は、退職手当債となっております。借換債以外の借り入れ限度額及び借り入れ方法などにつきましては、9ページの第3表地方債に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げますので、68ページをごらんいただきたいと存じます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては72ページまで記載のとおり、そのほとんどが事務執行経費でございます。目2、文書広

報費は、文書の郵送や印刷などに係る経費を計上いたしております。

74ページ、目3、会計管理費は、会計室に係る事務執行経費を計上いたしております。目4、財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費などを計上いたしております。

76ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故に係る賠償金を計上いたしております。

78ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

84ページ、目17、財産調整基金費。

86ページ、目18、公共施設整備基金費、目19、減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。項2、徴税费、目1、税務総務費及び88ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務に係る執行経費を計上いたしております。

続きまして、166ページをごらんいただきたいと存じます。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は、新型インフルエンザ対策用品などの各種備蓄物品や防災演習などに係る経費を計上いたしております。

次に、200ページをごらんいただきたいと存じます。款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ20億9,107万円の減となっております。なお、借換債を除く元金償還金は前年度に比べ1億8,467万円の減となっております。目2、利子は、前年度に比べ3,800万4,000円の減となっております。

202ページ、款12、予備費は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、平成21年度摂津市一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部等の所管する事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、10ページの第5表、地方債の補正追加分の減収補填債につきましては、法人市民税の減収見込みに伴い、起債同意が見込まれるものでございます。

11ページ、変更分の南千里丘まちづくり整備事業債につきましては、平成20年度分のまちづくり交付金が増額交付の見込みとなったことにより、起債の限度額を変更いたすものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

14ページ、款1、市税、項1、市民税、目2、法人は、4億5,000万円の減額で、景気後退による企業収益の減収により、法人税割が当初見込み額より減少したことによるものでございます。款9、地方特例交付金、項2、特別交付金、目1、特別交付金は、38万7,000円の増額で、交付額の確定により増額いたすものでございます。

19ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金は、542万9,000円の増額で、財政調整基金などの利子がほぼ確定したことによるものでございます。款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、ふるさと納税制度による寄附金などにより、一般寄附金588万6,000円を増額いたしております。

20ページ、款19、諸収入、項2、市預金利子、目1、市預金利子では、450万円の増額で、利子がほぼ確定したことによるものでございます。項4、雑入、目2、雑入では、大阪府市町村振興協会交付金36万4,000円を減額したほか、大阪府市町村振興協会特別助成

金640万4,000円、契約不履行違約金85万1,000円を新たに計上いたしております。

21ページ、款20、市債、項1、市債は、法人市民税減収見込みにより新たに起債同意が見込まれるもの及び交付金の増額交付に伴う起債限度額の変更を計上いたしております。

続きまして歳出でございますが、今回補正をお願いいたします予算のうち、減額補正につきましては事業費を精査し、経費の節減に努める中で、決算を見定める不用額について減額いたしたものでございます。これら減額補正につきましては、23ページから26ページまでの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費。

26ページ、目2、文書広報費。

27ページ、目3、会計管理費、目4、財産管理費。

30ページ、目10、電子計算費。

34ページ、項2、徴税费。

62ページ、款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費。

74ページ、款10、公債費、項1、公債費において計上いたしております。

次に、今回増額補正いたしております項目につきましてご説明申し上げますので、26ページをごらんいただきたいと存じます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、土地開発公社補給金1億333万4,000円を増額いたしております。これは、市の先行取得依頼により土地開発公社が所有しておりました鑑定価格5,006万2,540円の区画整理事業代替地を7,600万円で売却いたしました。この売却額と公社簿価1億7,933万3,881円の差損分について、公社へ補給するもので

ございます。

次に32ページ、目17、財政調整基金費は3億8,588万6,000円を増額いたしております。これは利子相当分の増額や今回の補正財源を調整するための増額のほか、ふるさと納税制度による寄附金等を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

そのほか、各基金の利子相当分について33ページ、目18、公共施設整備基金費で、公共施設整備基金積立金を。目19、減債基金費で減債基金積立金を、目20、都市開発基金費で都市開発基金積立金をそれぞれ計上いたしております。

以上、平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)の内容補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続きます、寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、議案第1号、平成21年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計当初予算書の30ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料では、男女共同参画センター使用料を計上いたしております。

42ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、経済センサス工業統計調査など、各種機関統計調査の実施に係る統計調査費委託金を計上いたしております。

44ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、人権問題啓発推進についての相談業務に係る人権相談事務費等に対する総合相談事業交付金を計上いたしております。なお、この交付金は従来個別の補助金であっ

たものが、大阪府において他の相談事業と統合し、パッケージ化されたものでございます。

50ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、人権啓発の事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では、広報紙及びホームページの広告掲載料や退職者の水道部での在職期間に応じ、水道事業会計から収入する退職手当水道事業会計負担金などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、68ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務を初めとする各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

72ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配付に係る経費のほか、ホームページの管理運営に係る経費などを計上いたしております。

76ページ、目6、企画費では、第4次総合計画策定に係る経費、市域のコミュニティ施設の配置及び機能等の検討に要する経費のほか、政策推進課に係る事務経費を計上いたしております。前年度に比較して、472万6,000円の増額となっておりますが、この主な要因は第4次総合計画策定に係る審議会委員報酬などの経費を新たに計上したことによるものでございます。

80ページ、目12、女性政策費では、男女共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。なお、本年度は摂津女性プランの計画中間年に当たりますことから、懇話会の開催回数をふ

やし、計画の検証をすることといたしております。目13、男女共同参画センター費では、男女共同参画センター管理運営のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。

84ページ、目16、諸費においては、人権啓発推進事業、平和事業の経費などを計上いたしております。人件費に係ります予算につきましては、206ページ、給与費明細書をご参照ください。

平成21年度当初予算の給与費は、特別職に係る予算として、4億2,040万6,000円、一般職に係る予算として68億1,537万1,000円、総額72億3,577万7,000円を計上いたしております。前年度当初予算と比較いたしますと6.2%、4億2,099万7,000円の増額となっております。これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は、報酬が2億9,650万6,000円、給料が26億8,497万7,000円、職員手当が32億8,904万8,000円、共済費が9億6,524万6,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減額についてご説明を申し上げます。

給与費全体では、4億2,282万9,000円の増額となっております。この要因は、給料で5,088万2,000円の減額となったものの、職員手当で3億5,750万円、共済費で1億1,621万1,000円の増額となったことによるものでございます。また、それぞれの内訳といたしましては、給料の5,088万2,000円の減額は、普通昇給分として1,004万7,000円増額となったものの、採用、退職等の職員の異動などにより6,092万9,00

0円の減額となったことによるものでございます。職員手当の3億5,750万円の増額は、住居手当の制度改正等に伴う分として1,747万6,000円の減額となったものの、定年退職者の増により、退職手当で3億6,239万2,000円の増額となったことなどによるものでございます。共済費では、1億1,621万1,000円の増額となっております。この要因といたしましては、共済組合負担金率及び健保事業主負担金率の変更などにより、増額となったものでございます。

続きまして、議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、市長公室にかかわります事項につきまして補足説明をさせていただきます。

まず歳入についてでございますが、16ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、指定統計調査に係る委託金が確定したことに伴い、45万円を減額いたしております。

17ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金では、大阪維新プログラムによる補助金の交付金化に伴い、人権相談事業費補助金125万円を減額いたしております。

20ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入では、広報せつつの広告掲載料において、当初48枠分を計上いたしておりましたが、最終的に61枠の掲載があり、54万6,000円を増額いたしております。その他、女性政策課に係る保険料清算金の確定に伴い15万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、23ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、普通旅費などの経費の節減に努めました結果、

秘書課、人事課などの業務執行経費25万8,000円を減額いたしております。

27ページ、目6、企画費では、110万3,000円の減額となっておりますが、これは総合計画策定業務委託料71万円の減額のほか、政策推進課に係る業務執行経費の節減に努め、減額いたしております。なお、総合計画策定事業につきましては、平成20年度の委託金額が確定しましたことから、9ページで債務負担行為の補正をいたしております。

30ページ、目12、女性政策費。

31ページ、目13、男女共同参画センター費では、男女の共同参画社会を目指すための経費や、男女共同参画センター管理運営に要する経費など、女性政策課の業務執行経費を実績に応じて減額いたしております。

32ページ、目16、諸費では、137万8,000円の減額をいたしております。これは大阪維新プログラムにより財団法人大阪府人権協会への分担金が縮小されましたことから、本市からの分担金を130万7,000円減額したことが主な要因でございます。

40ページ、項5、統計調査費、目2、指定統計調査費では、国の指定統計調査に係る業務執行経費を決算見込みにより減額いたしております。

次に、人件費に係ります補正予算といたしましては、75ページ、特別職の給与明細書をご参照ください。報酬で648万円の減額となっております。これは嘱託員報酬や選挙立会人報酬など、各種非常勤特別職の報酬を、実績に応じた決算見込みにより減額したものでございます。

次に、一般職の給与費については76ページをご参照ください。一般職では給

料で876万8,000円を減額いたしておりますが、これは年度途中の育児休業者などの休職者があったことが主な要因でございます。職員手当では、4,904万円の増額となっておりますが、これは定年以外に新たに4名の退職が生じたことに伴い、退職手当で5,447万2,000円の増額をしたことが主な要因でございます。共済費では、3,959万2,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、共済年金のうち恩給制度などの適用を受けていた期間分の共済費が、当初見込みより減少したことなどによるものでございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 それでは、石田消防長。  
○石田消防長 それでは、議案第1号、平成21年度摂津市一般会計当初予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書36ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等手数料及びり災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

40ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

48ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、概要につ

きましては予算概要96ページから103ページにかけて記載しておりますので、あわせてご参照願います。

予算書160ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は9億9,847万7,000円で、前年と比較して8.8%、9,683万7,000円の減少となっております。旅費は消防大学校、大阪府立消防学校等への職員研修派遣に係る普通旅費等でございます。需用費は消防活動業務用品、職員の貸与被服及び緊急情報システム交換部品等の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。役務費は一般加入回線及び専用回線電話代等の通信運搬費、消防活動用ポンベ検査等の手数料並びに車両の保険料等でございます。

162ページ、委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理及び緊急情報システム等保守管理委託等でございます。使用料及び賃借料は消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げ等でございます。工事請負費は、Nox・PM法規制対象となる水槽付消防ポンプ自動車の更新に係るぎ装工事でございます。備品購入費は、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新に係る経費などでございます。負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金及び職員教育派遣負担金並びに消火栓新設・修理負担金等でございます。

続きまして、164ページ、目2、非常備消防費は5,546万2,000円で、前年と比較して0.1%、5万円の減少となっております。報酬は、消防団員に対する報酬でございます。報償費は、退職消防団員に対する報償金でございます。旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活

動用品の購入並びに分団配備の消防車両29台及び小型動力ポンプ23台の維持補修費等でございます。工事請負費及び備品購入費は、Nox・PM法規制対象の市第四分団配備の消防ポンプ自動車の更新に係る経費等でございます。負担金補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金及び消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助金等でございます。

以上、平成21年度摂津市一般会計当初予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、20ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入のふるさと消防団活性化助成金は、本助成金が不採択となったため減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、61ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の旅費、委託料、工事請負費、備品購入費の減額は、はしご付消防ポンプ自動車の購入及び本車両の配備に係る消防本部庁舎車庫改修工事等の執行差金などでございます。

62ページ、目2、非常備消防費の減額は、市第二分団配備の消防ポンプ自動車の購入に係る執行差金及びふるさと消防団助成金を見込んで予算措置いたしました消防団器具費でございます。

以上、平成20年度摂津市一般会計補正予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 それでは、続きまして南野局長。

○南野監査委員・選挙管理・公平・固定

資産評価審査委員会事務局長 それでは、平成21年度総合行政委員会に係る予算の補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成21年度摂津市一般会計予算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に係ります項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、42ページの款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙委託金は、9月10日に任期満了となります衆議院議員総選挙に係ります委託金であります。

続きまして歳出でございますが、78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会につきましては、委員報酬、旅費などの管理運営経費でございます。

次に92ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会の委員報酬、旅費などの経常的な管理運営経費のほか、国民投票人名簿システムの初期導入委託料を計上いたしております。

94ページのみ2、市議会議員一般選挙費は、市議会議員一般選挙に係る経費で、その主なものといたしましては、従事者の人件費、入場整理券の印刷代と発送料、ポスター掲示場設営撤去委託料、選挙器具購入費及び選挙公平制度の交付金となっております。

96ページのみ3、衆議院議員総選挙費は、衆議院議員総選挙に係る経費で、その主なものといたしましては従事者の人件費、入場整理券の印刷代と発送料でございます。そしてポスター掲示場設営撤去委託料及び選挙器具費購入費となっております。

次に、98ページの項6、監査委員費、

目1、監査委員費につきましては、委員報酬などの管理運営経費でございます。

以上、予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、市長及び市議会議員補欠選挙に係ります項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

歳出の29ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9の固定資産評価審査委員会費につきましては、報酬、旅費などの管理経費の精査に伴い減額するものでございます。

37ページの款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましても、旅費、需用費などの管理経費の精査に伴いまして減額をするものでございます。

37ページ、目2、市長及び市議会議員補欠選挙費につきましては、人件費、委託料等の執行経費が確定したことに伴い減額するものでございます。

以上、平成21年度の予算及び平成20年度の補正予算の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。それでは、幾つかの点にわたって質問をさせていただきますと思います。

初めに、この間の冷え込み景気や、また景気情勢の悪化、そんな中で市民の暮らし、本当に待たなしで応援が必要になっている、そんな中での今回の予算だというふうに思っています。公共料金の値下げ、据え置き、また福祉や子育て、教育など、優しさを感じるソフト施策に

重点を置く、そういう市長の市政運営の方針に当たっては評価をしています。ただ、現在の国、府の動きの下で、本当に市民の生活に大きく負担が及ぶもとでも、一番身近な自治体として、摂津市はできる限りの役割を発揮して、市民の暮らしのよりどころとなるような仕事が求められているというふうに感じています。そういう下で質問もしていきたいというふうに思います。

まず1番目は、財政健全化法にかかわって、この間、財政指標についていろいろと議論もされました。代表質問の中でも議論があったかと思いますが、平成19年度の決算では4つの指標、いずれも数値は基準値をクリアして、健全団体に属する団体であるということになっています。20年度の見通し、また21年度、今回予算を組まれて、その辺のことについてどのようになっていくのか、ちょっとわかれば聞かせていただきたいと思っています。

質問の2番目は市民税についてです。

議案第10号の補正予算第4号で法人市民税が4億5,000万円の減額補正。大変、経済状況の深刻さがうかがえます。同時に新年度の一般予算では、個人市民税、法人税ともに減収が見込まれています。近年と比較して落ち込みの度合いや、またその傾向など、少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

また、税金にかかわってもう一つ、生活困窮者や低所得者に対する住民税や固定資産税の減免の問題で、先日代表質問で我が党の質問を行いました。その中身は所得基準を設けるなどして充実してもらいたいという要望でした。これに対して答弁の方では、現状では考えにくいというものであったかと思っています。現在、生活保護世帯と不慮の災害により納税の

能力を喪失した者に適用しているということも答弁の中にありましたが、不慮の災害等というようなことにかかわっては、一体今、何件ほどの申請があるのでしょうか。これまでの例などをお聞かせいただきたいなと思います。

質問の3点目は人事の問題で、予算概要の10ページ、非常勤職員の雇用事業にかかわる部分です。非常勤職員、臨時職員、またこの間、派遣職員など雇用の形態もさまざまですが、ことし新年度ではそれぞれ何人ぐらい見込んでいるのか。また、職員全体の何割に当たるのか、そうしたところをお教えいただきたいと思っています。

質問の4番目です。平和人権施策にかかわってですが、予算概要では26ページですが、主要事業一覧の方では12月の人権週間や、また北朝鮮人権侵害問題の啓発週間など取り組んでいくと記されています。前年などは北朝鮮問題の啓発事業にかかわって国からの補助金もあったかと思いますが、ことしは出ないと聞いています。全体的にとらえて、ことしはどんな取り組みをしようと考えているのか、お考えがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

続いて5番目です。選挙管理委員会にかかわる部分です。予算概要34ページです。この間の委員会記録を見ている中で、期日前投票の投票所を本庁だけではなく出先での臨時の投票所も検討していきたい、そういった議論がされていたかと思っています。今回、予算の中では設営撤去の委託料として50万円という予算項目になっています。去年は資料を見ましたら40万円というふうなことで上がっていたかと思っていますし、今、第4号の補正の説明の中でも、ここの期日前投票の投票所の設置委託料は減額になっていた

と思います。投票所を出張で出されるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

質問の6番です、消防にかかわってです。これも消防長の方から、先ほど補正の中で説明がありましたが、ふるさと消防団活性化助成金というのが、去年はこういった項目を上げてましたけれども、入ってこなくて減額というようなことでした。新年度の予算では雑収入のところに上げられています。80万円という金額ではありますが、この助成金の位置づけや、また使い道について、お聞かせいただきたいなと思います。

質問の7番目です。これは先日の代表質問の中でご答弁の中にもあったかと思いますが、小規模修繕工事等希望者登録制度についてです。新年度から、これまでは30万円が上限でありましたが、この金額の上限を引き上げるということでした。この引き上げの金額を幾らに設定されるのか、またそうすることで今修繕工事等で市内業者の方たちにどれぐらいの仕事量、発注件数や金額などを見込まれているのか、ここのところについてお聞きしたいと思います。

続いて8番目の質問です。議案第30号の補正予算第5号にかかわって、これは定額給付金の支給にかかわってです。国会でもマスコミや世論の中でもさまざまな議論がこれまでありました。税金の使い方として納得いかない、そういう批判はあるものの、現段階では本当に必要としている人に行き渡るように、支給の実務を進めていく方向で、先日の代表質問でも野口団長から、そうした私どもの立場を述べました。担当の部署に当たっては、総務省の通達や、またさまざまなケースを想定した膨大なQ&Aが届いているというふうに伺っています。また、

市民の皆さんからも問い合わせなどあるんじゃないでしょうか。この間、私どもでも何度かこのことにかかわって、市民の方から質問をされたりというようなこともあります。そうした中で幾つかの点で確認しておきたいなと思って、項目で質問させていただきます。

1つ目は給付の方法、また給付日、このことについては先日も述べられたかと思いますが、再度確認しておきたいと思います。続いて2つ目には、ホームレスやまたネットカフェ難民など、居所が確定しない人に対する支給がどうなるのか。3番目には、派遣労働を転々としている人。またあるいはDV被害者などで住民票が動かさない、移せない人、こういう人に関しての対応はどうか。4番目には、2月1日以降に住所が確定した、そういう場合の取り扱い。そして5つ目には、生活保護受給者に対して、これを収入認定とみなせば、後から保護費の金額が減らされるというようなことになるんじゃないかと不安の声が寄せられましたが、収入認定とみなすべきではないと考えますが、その扱いはどうなっているのでしょうか。また、同時に子育て応援特別手当、この支給も同時に同じように支給されるのでしょうか、この辺の扱いを少し聞いておきたいと思います。

続いて質問の9番目です。ふるさと雇用再生交付金、また緊急雇用創出事業、これが今度6月補正で計上されてくるというふうにお聞きしました。今の深刻な雇用実態、情勢の下で、こうした国からの予算を有効に活用していくことが、大変大事だというふうに感じています。現時点でその使い道として考えていることがあれば、お教えいただきたいというふうに思っております。

最後10番目、これは質問というより

要望というふうになります。総合計画策定事業にかかわってです。これは代表質問の中でも各会派からさまざま質問され、議論もされました。そういう意味で、私からも要望として、一言意見を述べさせていただきたいなと思って、ちょっと準備しました。

市民みんなで作る総合計画、またまちづくりという点では、本当に市民がそういう議論に乗ってくる、計画づくりに加わりたいと思える、そんな土台が必要だというふうに感じています。しかし、これまでの市政運営に対して、厳しい財政状況であったかと思いますが、市民の皆さんから聞く声によりますと、予算がないからなかなか声を上げてもできないというふうなこととか、またそもそもどうして財政状況が厳しくなったのか理解できない、こうした声が出されています。また、既にいろいろなことが決まってから市民の声を聞くというふうな形態のように思えてならない、なかなか声を上げて聞いてもらえるのかどうか等々の疑問の声があるわけです。

情報公開や市民参加、このことについては市長の市政方針でも強調されているわけなんです。その辺これから進めていく市民会議の中で本当に貫いてほしいと思っていますし、また納得のいく説明があってこそ、市民の皆さんも、よし、一緒にやろうというふうに集まってくるんじゃないかというふうに思っています。これは、この間の南千里丘や正雀のワークショップの取り組みをいろいろされています。また、小学校統廃合問題にかかわってなどは、いろいろと懇談会が何度も持たれましたけれども、結局、納得が得られないまま現状に至っているような、そういう気がしてなりません。

そういう意味では、今回のまちづくり

市民会議が設定されますけれども、しっかりと情報公開、市民参加の点、また納得のいく説明という点では、財政状況の部分に関しても、私どもこの図説の撰津市財政ということで、昨年秋につくってもらったのを読ませていただいて、何とか財政状況についても勉強してわかるというようなことになりますけれども、市民の皆さんは、なかなか本当にどうして財政が厳しくなったのかというふうなこと、小さいまちで、そんなに大きな巨大な開発をしたふうにも思えない、どこに財政が消えたんだろうと。豊かな税収があると聞いているのに、そういう状況というふうに、割と理解できないという声が多いわけです。その辺のことも、例えばまちづくりの市民会議の中でも丁寧に説明も要るんじゃないかと思ったり、ちょっとそうしたところを注意しながら、その総合計画の策定、またこの1年間のまちづくり市民会議等々に出していただきたいなという、これは要望として1回目の質問を終わります。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課にかかわりますご質問に、ご答弁を申し上げます。

正規職員、非常勤職員、臨時職員の比率に関するお問い合わせであったと思います。平成20年4月1日現在の数字で申しますと、定員管理上、正規職員数が731名、非常勤一般職が259名、臨時職員が81名、計1,071名になっております。その時点の臨時職員、非常勤職員の合計を足しました全体の比率でいきますと、31.7%になります。この20年4月1日現在ですが、定員管理上正規職員720名前後ではないかと想定をいたしております。しかしながら、非常勤職員につきましては、小中学校における障害児支援員並びに小学校1年生のクラ

スに配置される学級補助員、また学童保育の指導員等々の人数がふえるであろうと予測いたしております。また、保育所現場におきまして、現在は1年雇用限りの臨時職員対応でやっておりますが、1年契約で更新2回の可能になる非常勤職員を、来年度から新設いたす関係もございいます。そういたしますと、非常勤職員の方々が259名よりふえることは確実であると予測をいたしております。現在、正確な数字は持っておりませんが、この4月1日現在、31.7%を上回ることは間違いないというふうに考えております。

○野口博委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 人権啓発推進事業についてお答えいたします。

初めに、人権週間の行事であります。これにつきましては共催であります世界人権宣言摂津連絡会議というところにお諮りをして、最終的にどういう催しをやるかということが決まるんであります。今考えておりますのは貧困の問題についてであります。ですから、その辺をテーマに絞って講演会を提案していきたいというふうに考えております。

2点目の、北朝鮮の拉致問題であります。実はこれも委員ご指摘のとおり府の委託金を受けてやっております。ただ、今年度については、もう2年続けてのことだから出ないよということを言われてますんで、今考えておりますのは、平和月間に写真パネル展。もちろん12月10日から16日の啓発週間には、庁舎に啓発用の懸垂幕を掲示するというので、今考えております。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 私の方から、定額給付金についてのご質問にお答えいたします。

まず、スケジュールでございますが、私どもは3月30日に補正予算を議決いただきまして、31日に全件発送させていただきたいと考えております。およそ数日で市民の皆様のお手元に届くかなと考えておまして、4月6日から受け付けを開始いたしまして、六月ということでございますので、10月6日までの申請期限になろうかなと考えております。なお、子育て応援特別手当の申請書の発送でございますが、これは今の予定では4月10日から発送を開始いたしまして、4月13日から受け付けを開始したいと考えております。

あと、給付の方法でございますが、安心、確実、迅速にということをお考えますと、口座振り込みによる方法に、原則として限定してまいりたいと考えております。

あと、ホームレス、DV被害者等の対応でございますが、2月1日現在を基準にいたしますので、2月1日現在に住民票が削除されている、この方々につきましては、知人宅であるとか支援センターを居所として認め、追加に対象といたすという国の通知が来ております。

あと、DVの被害者でございますが、2月1日現在に本市に住民票があり、居所を他市に移しておられる方については、これは弱者救済も含めまして、関係各課いろいろ情報を交換しながら、救済してまいりたいと考えております。

あとは生活保護の関連のお問い合わせがあったんですが、これも昨日、電子メールで国からの回答が参りました。定額給付金、子育て応援特別手当を含めて、生活保護の収入認定除外となりましたということで、メールの通知をいただいております。

給付のスケジュールの中で、市民の皆

様方の口座に振り込む、第1回目の振り込みでございますが、一応ゴールデンウィーク前、28日をめどに情報をつくりまして、振り込みたいなと考えております。

○野口博委員長 選挙監査、豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私の方から選挙管理委員会についてのご質問に対して、ご答弁申し上げます。

本庁以外の期日前投票所の開設については、投票所の統廃合により市民の方にご不便をかけるということで、検討を進めてきたところでございます。現在のところ、平成20年度にオープンシステムを導入いたしましたので、その関係の安定稼働の確認や、また既に広い投票場所の確保に関して、確実にできるかどうかということを確認、再度検討しているところでございます。つきましては、先行して期日前の投票所だけを、ちょっと本庁以外ですということ、今現在考えておらない状況でございます。また、統廃合とあわせまして、またその辺については考えていきたいと思っております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課に係ります2点のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず1点目のご質問でございます。法人市民税の落ち込みについてでございますけれども、このたびの景気後退によります企業収益の減少によりまして、平成20年度の法人市民税4億5,000万円減額補正をさせていただいておりますけれども、20年度当初予算の見積もりに当たりましては、予算組みの段階で、アメリカのサブプライムローンの問題や原油高、また株価の下落等の先行き不透明な要素はございましたけれども、平成19年度も大手主要企業を中

心に順調に推移しておりましたことから、主要企業の利益予想や中間決算の状況などから、過去のデータと比較しまして、堅調に推移するものと予測いたしまして、対前年度比で3億5,800万円増の当初予算32億2,220万円を計上させていただいたわけでございますけれども、しかしながら昨年秋のアメリカのリーマンショックによります急激な景気後退、悪化によりまして、12月末の調定額につきましては26億3,100万円。前年同月27億1,800万円に対しまして、約9,000万円の減となりました。この厳しい状況から、21年1月から3月までの各月の調定額を、前年同月比で約30%の減少を見込みまして、20年度決算見込み額は27億7,200万円とし、4億5,000万円の減額補正をお願いさせていただいたものでございます。

2点目のご質問で、市民税の減免についてのご質問でございます。減免の制度に関しましては、代表質問でもございましたが、個人市民税の減免につきましては、地方税法第323条の規定を受けまして、摂津市税条例第48条並びに同施行規則第19条に規定しております。適用状況でございますが、平成20年2月末の段階でございますけれども、生活保護の規定による保護を受ける者については2件でございます。あとは特別な事情がある者として、被爆者減免の方について17件の適用をいたしております。それから、過去には、近年はございませんけれども、過去に所得が大幅に減少した方で、全く担税力のない方について、ここ10年ほど前ですけれども1件適用しております。それからあと不慮の災害、これは火災でございますけれども、これとか、あと阪神・淡路大震災のときに特

別な事情がある者ということで、4件ほど適用いたしております。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 財政課に係る質問につきまして、ご答弁申し上げます。

財政健全化法でございますけれども、この4月からいよいよ本格適用されるわけでございますけれども、その4つの健全化判断比率がございまして、連結赤字比率、実質赤字比率、それから実質公債費比率、それから将来負担比率という4つの指標がございまして、それで、本市は今まで実質公債費比率が非常に懸念されておったわけですが、これが平成19年度決算で13.9%でございます。無事、早期健全化基準を下回ることができたというようなことでございます。それで、この実質公債費比率につきましては、3か年平均ということでやっておりまして、平成19年度決算では17から19までの比率を3か年平均するわけでございますけれども、平成19年度の単年度の比率につきましては7.3%というふうなことでございまして、このまままいりますと平成20年度決算におきましても7%程度ということになりますと、20年度決算では10%を割ってくるのかなと考えておりまして、公債費につきましては着実に減少いたしておりますことから、当分の間は大丈夫だろうと考えております。それから、将来負担比率につきましては、この実質公債費比率と同じ数値といいますかを使っておりますので、この分につきましては大丈夫だろうと考えております。

しかしながら、連結赤字比率、それから実質赤字比率につきましては、一般会計におきましても今回、平成21年度予算では基金を多く取り崩して予算組みいたしております。平成22年度には今の

ところでございますけれども、平準化債の発行を取りやめるとか、あるいは平成23年度には企業誘致分が今のところ条例上なくなるというようなことでございまして、非常に今後厳しい財政運営が続いてこようかと考えております。

また、特別会計におきましても赤字がふえているというような状況でございまして、この一般会計による実質赤字比率、それから特別会計、水道事業会計を含めた連結実質赤字比率、この分については若干、今後につきましては心配いたしております。今後新たに策定されます第4次行革に沿いまして、今後も健全段階の団体に属することが出来ますよう、財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それから、小規模修繕工事契約希望者登録制度でございますけれども、代表質問でも、今回見直しさせていただきますということでご答弁申し上げておりましたけれども、委員会では金額をとというようなこともございまして、4月の実施ということでございまして、検討してまいりました。それで、今回の拡大に際しましては、130万円未満の随契の工事の、件数で約9割、金額ベースで倍増ということを念頭に、上限額の引き上げを検討してまいりまして、今回、19年度の工事をもとに算定いたしますと、上限額を60万円ということにさせていただきたいと考えております。これでまいりますと、先ほどご質問の中で件数、金額ということがございましたけれども、実際の工事件数、金額につきましては、平成19年度よりも平成20年度がかなり増加しておりますので、正確な数字はなかなか難しいものでございますので、パーセントでお答えさせていただきますと、金額ベースで60万円引き上げますと、

30万円ベースで28%程度のところが55%程度に増加すると考えておりました、そういったことから60万円ということにさせていただきたいと考えております。ただ、この小規模の工事につきましても、指名参加登録業者の方が受注しておられまして、その指名参加登録の業者さんは、経営事項審査等厳しい条件をクリアされまして、本市に指名参加登録をしていただいております。そういったことから、私どもといたしましては、地元業者の育成ということも考えて、この小規模修繕登録をやらせていただいているという関係上、次の指名参加登録には、小規模登録制度からそういう制度に活用できるように、業者さんの方にも頑張ってもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、ふるさと雇用再生特別交付金事業と緊急雇用創出事業の件でございますけれども、これは府からですけれども、2月3日に最終案が示されまして、非常にタイトなスケジュールの中で、取り急ぎ各課で事業を募っているところでございまして、想定される事業例といたしまして、府からいただいている書類では福祉、それから産業振興、環境、教育分野などのメニューが示されております。そのメニューでは、緊急雇用創出事業といたしましては、良好な景観の形成を進めるため、地域環境の改善や河川美化を進める事業でございますとか、公道や公共施設敷地内の除草作業、剪定等の事業。それから、ふるさと雇用再生特別交付金事業につきましては、新規雇用者を活用して、ごみ減量化を図るなどの低炭素化循環社会の構築、環境の改善に資する事業等ということで、事例としては示されております。現在そういったメニューが示されておまして、そのメニューに沿っ

て募集を募っておるところでございますけれども、財政といたしましては、直接雇用の委託などで交付金が廃止された後も経常経費化しないような、またふるさと雇用再生特別交付金事業の終了後も継続、事業展開が見込まれるものについては、本市の将来施策につながるような事業に活用してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原総務課参事 それでは、消防団活性化助成金につきまして、ご答弁申し上げます。

ふるさと消防団活性化助成金につきましては、財団法人自治総合センターが、宝くじ普及広報事業費として受け入れる事業収入を財源として、自治体に行う助成事業補助金でございます。この助成事業の位置づけ、目的といたしましては、地域住民の消防団活動に対する認識を深め、消防団活動の健全な発展を図るというものでございます。平成20年度で予算計上いたしました内容としましては、消防団行事等で使用するテント、スピーカー、ワイヤレスマイク等の購入80万円に対し、補助率100%で計80万円を計上いたしましたものでございます。しかし、財団法人自治総合センターで補助金の採否について選考されました結果、本市が申請していたものが不採択ということになってしまいましたので、せっかくつけていただいたものでございましたが、特定収入を得る見込みがなくなったということで、現有のテント等の老朽化とか、使用状況も考慮した中で、予算執行を1年見送ることといたしました。平成21年度につきましては、平成20年度と同様にテント、スピーカー等の購入代金として80万円を計上させていただいており、これらを消防団員の訓練等で活用し、

消防団員のスキルアップを図り、また市民の皆様に対し、消防団の活動に対しご理解、ご支援をいただけるよう、消防団の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 まず、1点目の財政健全化法にかかわってのことなんですけれども、今年度というか平成19年度の関係では、きのうの朝日新聞などにも載せられてましたけれども、泉佐野や泉大津、守口が厳しい状態、早期健全化段階に入るといようなことなどが書かれてまして、摂津でいいましたら、これからの直近で言ったら、今のところ大丈夫といようなことでもあります。ただ、数年前までは摂津も大変財政状況が厳しいと、第2の夕張になるんじゃないかと、そういうようなことも言われてた中で、この健全化法云々がだせる中での行革といえますか、財政を縮減していく、そういう流れの引き金みたいな形にも、法がなってるんじゃないかなといふふうに思っています。言うなれば行革ですね。三位一体の改革だったり、それから交付金が減らされてと、なかなか厳しい地方の状況になっているのに対して、国はこの交付金を取り上げて、そこに対して財政健全化法みたいなものでふたをして、あとは地域で頑張ってくれ、自治体任せにするみたいなものが、どうも見えてならないといふふうに思っています。この財政健全化法に係る財政指標、もちろんクリアしていってもらいたいといようなことは大事だと思うんですけども、それにとらわれて第4次行革、どんどんといろんな市民へのものであるとか、サービスを削るようなこととかならないようにといようなことにかかわって、この点では要望にしておきたいと思います。

2番目の市民税にかかわってであります、やはりこの法人市民税の落ち込み、先ほど説明されたものもそうでしたが、地域経済の冷え込みといえますか、中小業者の経営悪化、倒産などが本当に心配になっていきます。実際にこの間も営業を続けていけないといようなことでの倒産も、ふえているといふふうにもお聞きしました。そういう面では、ぜひそういったところを、次の行政の仕事にどうつなげていけるのかといようなことを考えていきたいのとあわせて、市民の暮らしに税金の、今、減免のことについては厳しいという答弁でありますけれども、この間、代表質問のところでもちらっと紹介がありました八尾市などの市民税減免要綱を見ましたら、私はこれを見て一番に思うのは、失業者などに対して、やっぱり措置をとっていかないといけないんじゃないかといようなことでもあります。この間、情勢の悪化、雇用が不安定になって、今これから失業者がどんどんふえていくといふような状況になっていきます。ただ、そうかといってすぐに生活保護かといったら、そうではないといふふうにも思うわけで、以前なら住民税の非課税世帯であった方たちが、この間の一連の税制の改定といえますか改悪によりまして、例えば老年者控除が廃止される、また妻の均等割非課税措置の廃止、定率減税の廃止云々、いろいろある中で、生活保護世帯とまた非課税世帯との間でも、やはり減免みたいなことで救済していける、そういう過程があるんじゃないかといようなことも思うわけです。仮にこれが国の減免規定も市の減免規定も全くないといのであれば、それはもちろん難しいといようなことになるかもしれませんが、市としての規定もあるわけで、これを例えば条項を改善していくことで

活用できるというのであれば、市としてぜひ前向きに取り組んでいてもらいたいなというふうに思います。この間、火災や阪神・淡路大震災や、そういうところでの、影響としたら兵庫や大阪の北部と比べて、まだこの辺の影響は少なかったのかなと思いますけれども、それでもそこでの不慮の災害等によって、この減免が適用されるのが4件というのは、余りにも少な過ぎるのではないかというふうにも思います。厳しい財政状況の下で、入ってくる税収のことも一定心配ではありますけれども、とりわけ低所得者の住民税、これのことにかかわっては、所得の基準をどの辺に設けたら、幾らぐらいのそういう財源というか税収の減でいけるのか、そういったことも1度、調査といたしますか、していただければなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

続いて3点目の人事の関係であります。非正規雇用の割合が31.7%、それを上回っていくというふうなことなんでしょうありますが、これはこの間、なかなかアクションプランの中でも正規職員を700名以下にしていくと、そういう方向性の部分もあろうかと思ったり、先ほど説明されました学級補助員や支援員や保育士や、いろいろとそういったところでは待遇というか、非常勤、臨時職員にならざるを得ないというようなことなども言われているわけですが。この間の雇用の実態、官製ワーキングプアという言葉が昨年も使われるようになって、こうしたものが積極的に作り出されるというのは、やっぱり疑問を感じるわけでありまして。もちろん、じゃみんな正規職員で雇えるのかというふうなことでいったら、難しい、そういう状況もあるかと思ったりしますが、この辺はある意味、公務員の待遇をどんどんと切り下げていくよう

な、そういうようなことにつながらないような、そういうことも必要だと私は考えているわけです。

以前、民間の福祉職場で働いている中で、その職場では、やっぱり一定公的な位置づけも、民間だけれども社会福祉法人で、そういう役割であるというようなことで、職員たちも思っておりますし、当時は大阪府に対して公私間格差是正制度、民間福祉職員に対する助成制度というようなものを存続してほしいと、以前ありました制度ですから残してほしいというふうなことでの要望もしてきましたけれども、それも削られて、民間がどんどんとやっぱりそういった意味では厳しくなっているかと思ったり。以前のように民間が、やっぱり公務員の賃金なり処遇なりを目指すような、そういうところも追及していく必要があると思っている中で、公務員がどんどんと待遇を引き下げるといふようなことになれば、社会全体として、どんどんと低きにあわせるというふうなことにつながっていくのではないかというふうに感じています。そうした意味では、もちろん市民の皆さんからの声もある、社会的に守っていただけるのはどこまでというのがあるかもしれませんが、ぜひ法的な役割、地方自治体職員の仕事としての人員なり処遇なりを、守っていただけることにしてほしいかなというふうに思っています。

また非常勤職員なり臨時職員などの待遇の問題については、昨年の委員会の中でもいろいろと言われて、また枚方での裁判等々もあったようなことも聞いておりますので、厳しい状況というふうなことは存じておりますが、その辺を何とか変えていけるように国への要請、要望なりもお願いして、この点については要望にしておきます。

続いて質問の4番、平和人権施策にかかわってのところで、先ほどご答弁いただきました。今回の主要なテーマとして貧困の問題をとらえてはというふうなことについては、私もぜひやってほしいなというふうに思っています。また、昨年来、子どもの貧困というようなことが随分と新聞でも報じられました。児童虐待防止キャンペーンもありましたし、また国民健康保険証がないと、子どもたちに何とか医療をちゃんと受けさせようというふうな声も一定上がっている中で、ちょっと感じているのは、子どもの権利条約というのが、ちょうどことしが国連で採択されて20年目になるというわけです。ちょうど私が高校生のころに、これを国連で採択しよう、日本でも批准していこうというふうな運動になってましたが、摂津市でも、摂津市人権室がこういうパンフレットをつくったというふうなことでいただきましたが、ぜひこれからの次世代の子どもたちをどう守っていくのかというふうなこと。あわせて子ども権利条約に対する啓発、そういうふうなことも取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

同時に、私がかかわってきた中では、障害者の権利条約というのが昨年、これも国連で採択されています。ことし、また批准に向けた動きというのが、国内でもさまざま活動がされていくという流れにあります。去年、決算委員会のときにも人権問題、あらゆる人権に対応してぜひやってほしいというふうなことでの要望もしましたが、そうしたところに向けても、ぜひ取り組んでいただけたらというふうなことの要望にしておきたいと思えます。

質問の5点目で、選挙管理委員会にかかわっての質問をしました。ことしの時

点ではなかなか期日前投票を出張で、外でやるというのはできないというようなことでありましたが、その部分については、システムの関係がまだ整っていないというふうにとらえればいいのでしょうか。なかなか、やっぱりこの間の低投票率というか、そういうふうなことも続いている中で、またJRを挟んで千里丘の地域だったり、別府や鳥飼や、なかなかこの摂津の市役所に来るのに困難というか、そういう場所的な地理的な問題ですね。鳥飼の地域も公共施設巡回バスとかできましたけれども、なかなか場所によってはそういったものの活用もしにくいとかあるかと思えますし、一番遠いところといたしたら、来にくいところといたしたら、千里丘の端といたしますか、6、7丁目あたりが、交通手段で言うと市役所に来にくいというふうなこともあるかと思えます。期日前の投票などでも、投票しやすいような環境を、一日も早くつくっていただけたらなというふうに思います。

あと、質問の6番目のところで、消防にかかわって、ふるさと消防団活性化助成金というのについて伺いました。今回は宝くじの事業でスピーカーやテントや器具をふやしていくというふうなことでご答弁も受けましたが、ちょっと総務省から出ているような資料を見ましたら、いろいろとどんなことに使えばというふうな例示なんかもされていて、私その中でちょっと思ったのが、女性消防団員用の被服やそういったもの。また内容のところで、青年層や女性のそういう団員なんかを広げていけるような啓発なり、そういうふうなことも含まれてまして、80万円の予算でどれぐらいのことができるのかというふうなことはありますし、またなかなか今の団の状況等もあろうか

と思うんですが、消防団の団員の確保が年々ちょっと厳しくなっているような議論も、この委員会の中でも何度かされているかと思います。そういった意味では、そうしたところにちょっと目を向けていくようなきっかけにもなればいいのか、というふうに思いました。また今度、三宅の地域に婦人防火隊がまた結成されるようなことも、ちょっとお聞きしたんですけれども、そういう、なかなかサラリーマンといいますか、日中男性が地域ににくいというような中での、そういう消防力に携わっていく人をどうふやしていくのかみたいところで、ちょっと見解もお聞きしたいというふうに思います。

続いて7番目、小規模修繕工事等希望者登録制度についてであります。今回60万円の上限金額に引き上げるといってご答弁でした。金額についてはおおよそ倍ほどふえるというふうなことです。また件数についても、これまでは大体130万円未満の修繕料というふうなことの比率でいったら、比率も件数もふえていくというようなことかと思えます。実際、いろんな業者さんに聞いている中で、登録制度に登録したけれども、なかなか仕事が回ってこない。登録するのにも一定手間もかかったし、費用も要ったけれども、1件も仕事が来ないんじゃないか、ということか、とかいうようなこともお聞きしたこともあったりします。まだできたばかりの制度でもあるというようなことも、私の方からもお伝えしたりもしてはいますが、この制度が活用されて、地元の業者さんに、またこの修繕工事というふうなことでいくというようなこと、またぜひ充実させていっていただきたいというふうに思いました。ちなみにこの間、資料で見ましたら、大阪府内では池田市が130万円というふうなことであとは

それ以下、50万円、30万円というふうなことになってますから、大阪府内ではほかの自治体が今回、金額を上げてこなかったら、大阪府内で2番目に高い上限金額だなというふうなことも、ちょっと申し述べておきたいと思えます。

続きまして質問の8番、定額給付金にかかわってであります。給付の方法や給付金については答弁、なるほどなというふうなことであります。住民票が現在ない方であっても、知人宅や支援センターを居所として、申請することができるというようなことですが、市からの案内ですね、案内と申請の方法。ちょっとわかりにくいなというふうに思っているんですけれども。住民票が実際によそにある方につきましたら、ある住所でそこに家族がおれば、世帯主にそれが交付されるんじゃないのかなというふうなことで思っているわけですが。今のことを聞きましたら、二重に支給されるようなことがあり得るのではないのかな、というようなことなども案じて思っているわけですが、その辺はどうでしょうか。

生活保護受給に関しては収入認定ではないというふうなことで、その点についてはわかりました。

あと、子育て応援特別手当、これは実務的には一緒に振り込むとか支給するとかの方が、手間が省けるのではないかと思うんですが。あえてこの短い時間ですらす意味は、どうなるのかというふうにも思えます。ちょっともう少し詳しくお教えいただければと思いますが、どうでしょうか。

あと、質問の9番で上げましたふるさと雇用再生交付金、また緊急雇用創出事業であります。これについては、今、宮部参事も述べられたように、大阪府や国からは、いろいろとこういう使い方とい

うようなことなどの提示もされておるところですが、やはり緊急雇用というようにことにかかわっては、単年度でたくさん仕事を民間でやっていくみたいなことになってくるかと思うんですけども、ふるさと雇用再生交付金、これについては身近なところで、この1番には福祉の介護職場とか、そういうふうなところでの使い方等かというようなことが、厚生労働省からの例示なんかでも1番に上がっているというふう聞いています。また2番目には子育て分野等々でというようなところであります。福祉や子育て、また医療、そうしたところで従事者の担い手が少ないところなどに、本当に向けられるような使い道にならないかと、そうしていただきたいなというふうなことを、この分については要望として伝えておきたいというふうに思います。

以上、2回目終わります。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 それでは、定額給付金に係ります2回目のご質問にお答えいたします。

まず、私の説明が悪かったかなと思うんですが、いわゆる2月1日現在に住民票が職権で消除されている可能性の方というのがいらっしゃるわけなんです。ということで、2月1日現在を基準に、どこの市町村も申請書を送付しますので、その方についてはどこからも送付されないという現象が起こります。そうなりますとその方に不利益が及びますので、その方ご自身の戸籍抄本と戸籍の附票でもって、自分の住所履歴を見まして、それで2月1日にどこの市町村にも登録されていないということを確認した上で、対象者補充名簿に載せるという形をとりますので、二重支給はございません。

それともう1点、子育て応援特別手当

と、なぜ同時に事務を行わないのかというご指摘なんですけど、実は子育て応援特別手当の条件がかなりややこしくなっております。というのも、18歳以下のお子さんがいらっしゃるって、2子目が平成20年度において3歳、4歳、5歳、2子目以降ですね、そういう諸条件をつかまえ、対象者を絞り込み、チェックをする。この作業に時間がかかるので、我々としては、そういうチェック作業をやったりしっかりやっていかなあかんとということで、申しわけないんですが、発送時期をずらさせていただいたということでございます。

○野口博委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 定額給付金等の件でございますが、市長からもオール摂津で全面的にバックアップするようというふうにご指示を受けておまして、現在、システム自体はほぼでき上がってきてるんですけども、おっしゃるように非常に複雑なケースがございます。2月1日時点にさかのぼって転入転出される方、あるいは世帯分離、世帯合併される方、それから今おっしゃったように、住所がないので、相談に来られないとわからないというケースがもちろんございます。ただ、今、北野参事の方が申し上げましたように、そういう場合については、いったん受け付けをさせていただいて、しかも登録させていただいて、他市町村との調整をさせていただくことになると。ただ、これも100%ということではございませんで、他市が、これはなりすましみたいなものがあるので、他市で先に支給してしまいますと、問い合わせして、そのタイミングの処理のタイムラグの間に起こるようなことというのがあり100%とは言えない部分がございます。ただ、今回は日立情報でシステムを実はつ

くっていただいておりますけれども、ちょっと今おっしゃっているようなところで、非常に心配な部分がございますので、4月1日までに情報政策課でも照会できるようなシステムを、今、検討しております最中でございます。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、消防総務課所管、消防団員の確保と活性化に伴います女性消防団員の加入促進にあわせまして、婦人防火クラブの位置づけについてお答えをいたします。

現在、消防団の条例定数は360名。そして、以前から申し上げております慣例定数、これが346名がマックスとなります。現在員332名で、充足率は96%となっております。しかしながら、委員のご指摘のとおりサラリーマン化が進む中、昼間の地域防災活動の低下が懸念されているのが現実でございます。このようなことから、女性消防団員の加入促進につきましては、地域に密着して生活し、地域コミュニティの結びつきが深いという観点から、非常に重要であると考えておりまして、現在、消防団と協議を重ね、検討しているところであります。自主防災組織や消防関係機関が連携、協働して地域防災力の向上が図れるよう、取り組んでまいりたいと、このように考えております。昨年3月に策定いたしました、摂津市消防団活性化総合計画の中でも、基本計画の3本柱の1つでございます消防団ひとづくり、その中に女性消防団員の入団を検討すると、このように掲げておるところでございます。

次に、婦人防火クラブについてでございますが、自主防災組織として家庭から火を出さない、これを目的とし、活発な地域防災活動に取り組んでおられる婦人防火クラブ連絡会は、地域に根差した女

性の消防防災活動組織として、消防訓練時に炊き出し訓練、そして住宅用火災警報器の啓発活動等の後方支援活動にも貢献されておりまして、防災への女性の参画として、その活動に期待をしているところでございます。また、委員のご質問の中にもありました、来る本年4月4日に、三宅地区女性防火クラブ、これの発足式がございまして、本市婦人防火クラブ連絡会の、さらなる増強が期待されているところでございます。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課所管に係ります2回目のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、法人市民税の関係で、市内の中小企業者の状況についてでございますが、手元に資料がございますので、それでご説明させていただきます。法人市民税に関します企業数につきましては、平成15年度から19年度との比較でございますけれども、15年度は3,163社で、19年度は3,181社となっております。全体では18件ふえたことになっております。法人市民税の均等割の区分で、資本金の額と市内の事業者数の規模によりまして、9段階に区分しておるわけですが、その区分の中で規模の大きい順番から7番目になりますけれども、資本金1,000万円から1億円以下、市内従業者数50人以下の企業でございますが、この規模の企業のみが15年度は645社ありましたが、19年度は592社と、53社と大幅に減少しております。また、倒産の件数でございますが、19年度決算では8件ございました。しかし、ことしの2月末の段階では既に17件となっております。このことからアメリカ発の景気の落ち込みが、相当中小企業へダメージを与えているのでは

ないかなと考えております。また、21年度も法人市民税に与える影響を懸念しておるところでございます。

次に、減免についてのご質問についてでございますが、減免の趣旨につきましても、徴収猶予や分割納付を講じましても、到底支払いが困難な方、担税力のない納税者に対しての救済措置でございます。委員が申されますように、大阪府下の一部の自治体では、減免の所得基準を設けているところもございます。特定の者について、一律の所得基準を設けて判断するという点については疑問がございまして、適用するに当たりましては、納税者の生活実態、家族構成、収入の状況、資産の保有状況、また預貯金の状況や就労予定等、さまざまな視点から判断する必要があると考えております。住民税におきましては非課税制度もございません。委員ご指摘されます件につきましては、他市の状況も今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時47分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

弘委員。

○弘豊委員 そしたら、3点ご答弁いただきましたものについて3回目の質問、残りはもう要望にしておきたいと思いません。

消防にかかわってであります。この点につきましては女性の消防団員、また女性防火クラブ、こうした役割もこれから非常に重要になってくるかと思えます。今、消防の職員といたしましても2人、消防署勤務になっているというようなことも聞いております。ぜひこうした方たちも中心に広げていくような、消防力をアップしていくような取り組みを、

続けていってほしいと思います。

あと、市民税、税金の問題についてありますが、やはりとりわけこの景気の悪化に伴って、中小業者も倒産が続いているというようなことも聞いています。個人業者の方なんかでも、この間、やむなく廃業される方がふえています。今、失業者、ハローワークに通われている中でも、以前は自営業をやっていたと、そういう方が結構な数いらっしゃるというふうにも耳にしています。そういった意味では、本当に今後ふえてくる失業者、生活困窮者に対して、一番最終的には最後のセーフティネットと言われる生活保護があるというふうにも言われる方がいらっしゃいますけれども、そうでないところで、どんどんやっぱり生活ができなくなって落ちていく中で、一番最後のところで受けとめるだけじゃなくて、もっと何重にも網の目があっていいかと、あるべきじゃないかと、そういうふうにも思います。ぜひ税の減免についても、この点、できる限りの検討をお願いしたいと、このように思います。

最後、そういった意味で、今回取り組まれています定額給付金の支給に当たってでございますが、これについても本当に必要とされている方にしっかりと届くように、本当に必要な方に支給されないというようなことにならないようにというふうなことで、担当課におきましては、本当に大変ご苦労かと思えますけれども、よろしくお願ひしたいというふうには、ご要望申し上げます。

○野口博委員長 弘委員の質問は終わりました。

続きまして、三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、まず議案第10号、平成20年度摂津市一般会計補正予算(第4号)の方から、何点か質問

させていただきます。

まずは予算書の19ページにあります款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金で、ご説明では一般寄附金にふるさと納税があるということでしたが、もう少し詳しい内訳のご説明をお願いします。

次に、25ページで款2、総務費、項1、総務管理費で13委託料という項目がありますが、この中に市例規集委託料が213万3,000円の減額ということになっています。以前この例規集については一括契約か何かそういう系統なので、大幅な額の変動はないというようなお話があったかと記憶をしているんですけども、この要因についてお願いします。

次に27ページで、款2、総務費、項1、総務管理費で目4、財産管理費で、光熱水費や通信運搬費も減額があるんですが、この中で庁舎総合管理委託料が1,000万円少々減額がありまして、補足説明等では執行差金というふうなご説明があったんですけども、なかなか執行差金と言うには大きい額が幾つかありますので、これをひとつ伺いさせていただきます。

同じ議案になりますが34ページの款2、総務費、項2、徴税费、目2、賦課徴収費で、特に固定資産税のシステム税法改正対応委託料が525万円ということの減となっておりますが、これの説明をお願いします。

続きまして、議案第30号、平成20年度摂津市一般会計補正予算（第5号）であります。これは定額給付金の事務と子育て応援特別手当ということでございました。やるからには副市長も部長会でおっしゃっていたと思うんですが、スピーディかつ正確にというモットーで行っ

ておられるかと思います。やはり、既に先ほどさまざまな質疑がありましたので、意見として申し上げたいんですが、最近ひたくりがまた徐々にふえているような社会情勢がありますので、そういった点と、あとやっぱりご答弁にもありましたけれども、安全性を考えると銀行振込が一番無難なのかなという気がいたします。確かに窓口で手渡すというのも、効果はもちろん納得はするんですけども、そういった点を勘案されて、銀行振込を原則として対応された方がいいのではないかとこのように申し上げておきます。

続きましては、平成21年度の予算概要に移らせていただきます。

まず、予算概要の8ページです。便宜上、款、項等は省略して、課なり担当として質疑させていただきますので、よろしくをお願いします。8ページで秘書課のご所管になりますが、各種市長会が例年どおり計上されております。私も前から幾つか質問等をさせていただいておるんですが、この市長会というものの仕組みなり体制について、一度詳しいご説明をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に10ページ、人事課のご所管になりますが、先ほど弘委員からも若干同類の質問がありましたが、非常勤職員等の雇用事業でございます。これについては、やはり最近雇用形態の複雑多様化という話がありますが、臨時職員また非常勤職員、その他任期付きであるとか短時間再任用、いろんな雇用形態があるかと思うんですけども、この住み分けというものをしっかりしておかなければ、あいまいな形態が生まれるおそれがあると思います。この点について担当のご見解を伺います。

次に、同じく10ページで人材育成に

関連することになりますが、代表質問でもお伺いしましたが、意向調査の現状について、どのような対応がなされているのか、また今後どのような対応をしていく予定なのかをお伺いいたします。

次に14ページ、情報政策課がご所管になります。1つは地域情報化事業の中の電子自治体推進協議会負担金に絡みますが、従前より申し上げておりますが、やはり情報化社会ですので各自治体でいろいろなシステムの構築であるとか、ネットワークの構築がなされております。その中で、やはり自治体の規模によって必要とするシステムなどが変わってくると思います。その中で、この協議会というものがあるのか。やはり自治体同士で利害の絡み合いがあるかと思っておりますので、その辺について現在の担当課としてのご見解をお伺いいたします。

同じく14ページの情報政策課ご所管で、OA機器管理事業、パソコン等借上料というものがございます。備考欄には共用パソコンの管理経費というものがございまして、予定では1人1台体制等も含まれていたかと思っております。この中で1人1台体制はもちろん重要なことではあるんですけれども、そのパソコンそれぞれに装備されているソフトであるとか、OSの差が生まれてしまうと、作成した文章等が片一方で開けないであるとか、文字化けするといった危険性、危険性というか不安材料がございまして、この点についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、16ページ、秘書課のご所管になります。まずは広報事務事業において、備考欄にまた重点施策の中にも、報道機関との連絡調整という表現がございまして、どのような形態の連絡調整を考えて

おられるのか、お伺いいたします。

次に、ホームページ事業でございます。先だってバナー広告を設置するということが広報紙に載っております。昨今、企業の広告費の削減の流れが顕著なんですけれども、この点についてバナー広告を設置するに当たり、どのような戦略なり考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

同じページで法制文書課ご所管になります。情報公開等事務事業でございます。昨今は情報公開等が非常に重要な事業になっておりますけれども、現在の運用状況と今後の対応の方針について、お伺いいたします。

次に18ページです。まずは総務防災課ご所管で、車両管理事業中、自動車借上料及び通行料等という項目がございまして、この3月の末より高速道路の料金の変更等があるかと思うんですけれども、この対応についてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、同じページの政策推進課ご所管になります。総合計画策定事業の備考欄にあります行政評価システムに関してでございますが、現在もいろいろ内部でございまして、検討されているかと思うんですけれども、現在の行政評価について、担当課としてのとらえ方と今後の考え方について、お伺いいたします。

次に、22ページ、情報政策課のご所管になります。基幹業務オープンシステム事業です。今回の予算には項目によっては1億円を超えるものがあつたり、なかなか当初ご説明があつたとおり、初期費用等がかかるものがあるんだなという感覚なんですけれども、今回の補正予算でも幾つか減額もありました。これを踏まえて、今後この金額の見通しがどうなっていくのかをお伺いいたします。

同じく22ページ、女性政策課ご所管、男女共同参画啓発事業についてであります。今回は市政運営の基本方針にもガイドラインを作成するという事業もありましたが、昨今、世代間においてこういう違いに対する認識が非常に違ってきていると思うんです。というのは、20代、30代の若手世代ですと、いわゆる草食男子とかいう単語が最近できたように、立場が逆転してるといいますか、そういう現状がありますので、なかなかもう、今あえてこのガイドラインをつくって云々というのは、その世代にどう受けとめられるかが、なかなか不透明なところがあるように感じておるんですが、そういった観点について、担当からのご見解をお伺いします。

次に26ページ、人権推進課ご所管になります。平和イベント開催事業であります。先ほど若干、弘委員の質問にもありましたが、平和月間等もあるんですが、この中で広島平和祈念式典参加というのがあります。長崎はどうなっているのかなという、ふとした疑問がありまして、海外とかで紹介されるときは、ほぼ広島、長崎という扱いになっているんですけれども、担当課としての見解を伺います。

□ これはどちらでとらえるかどうかは、平和イベントとしてとらえてもいいかと思うんですが、人権啓発推進事業で講師派遣委託料というのがあるんですが、これで被爆者などのお話もあったかと思うんですが、この中で例えば現在内戦状態にある国家、アフガニスタンやイラク、ソマリアとか、そういったところの国の方に来ていただいて、リアルな体験をお話しただくのも非常に有益かと思うんですけれども、この点について、この事業の中でお考えをお聞かせください。

次に30ページです。市民税課ご所管

になります。職員提案の中で、市税の通知文に市長からなどのメッセージを印刷するという事業が、1つ採用されていたような記憶があるんですけども、これは今どうなっているのか、お伺いします。

また、同じページの納税課ご所管でインターネット公売事業が今年度も記載されておりますが、昨年、新聞にも取り上げていただいたこともあるかと思うんですが、結果、状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、34ページ、選挙管理委員会事務局のご所管です。こちらでは市議会議員の一般選挙と衆議院議員の総選挙の費用が計上されておりますけれども、同類の項目で額が比較的ずれているといえますか、差がある項目が幾つかあります。例えば、このポスター掲示場設営撤去委託料などのところなんですけれども、これの要因についてお伺いをいたします。

次に、96ページ、消防総務課のご所管になります。消防職員教育訓練派遣事業ですが、備考欄には消防職員の知識技能向上のため、大阪府立の消防学校や救急救命士養成機関等への職員派遣経費とあります。これまでもいろいろお話があったのですが、先ほどの弘委員の質問にもありましたように、消防技能の向上、また今後は恐らく維持の方が重要になってくるかと思うんですけれども、特に救急救命士について担当のご見解をお伺いいたします。

次に、98ページ、予防課のご所管になりますが、危険物規制事業で備考欄に、危険物施設等の査察強化という表現がございます。ビデオ店の放火等もありましたので、これは重要かと思うんですけれども、本市においてどのような予定をされているのか、お伺いいたします。

次に100ページで、これは消防署の

ご所管ですね。消防本部車両資機材整備事業で、備考欄の中に支援車を指揮車へ改造に係る経費というのがございます。これが機械器具費に当たろうかと思うんですけれども、これの内訳といたしますか、要因についてご説明をお願いします。

次に、同じく消防署ご所管で、救急活動事業の中に新型インフルエンザ対策資器材ほかに係る経費というのがございますが、現在特に現場に出られる部局として、この新型インフルエンザ対策をどのようにとらえておられるか、お伺いいたします。

次に、102ページ、総務防災課ご所管の、情報収集伝達体制整備事業の中にあります防災無線でございますが、現在この防災無線についてはどのような保守点検と、また使用状況になっておられるのか。また、今後、防災無線についてどのようにしていく予定なのか、今考えておられる範囲でお伺いいたします。

最後に、同じく総務防災課ご所管で、新型インフルエンザ用備蓄用品整備事業がありますが、12月の一般質問でも若干取り上げましたけれども、担当課としての備蓄はもちろん大事ですし、その啓発も大事です。あとこれについて、ほかの課なりの連携も重要だと思いますので、その点で何か今ご検討中のことがあれば、お答えをいただきたいと存じます。

以上で1回目を終わります。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 それでは、総務防災課にかかわります部分について、お答えをいたします。

初めに補正の方で寄附金の内容について、ふるさと納税の内容についてということでございますので、ふるさと納税自体は265万5,000円がふるさと納税としてございます。寄附金自体の金額

は五百八十数万円ございますけれども、うち一部、職員の駐車場利用料を寄附として収納している関係で、この金額になっております。ふるさと納税自身につきましては、265万5,000円歳入をいたしております。

次に、庁舎総合管理委託料の減額、約1,000万円の減額があるが、これはというお問い合わせでございますが、庁舎総合管理委託料につきましては、従前は3年契約、平成20年度からは5年契約といたしまして、平成20年度がちょうど契約がえの年でございましたので、入札ということになりまして、金額については参考見積もりを徴集した後、入札をもって決定ということでございますので、その参考見積もりの金額等を勘案いたしました金額となりましたので、多目ということか、多く予算計上をしたということでございます。ただ、21年度以降につきましては、もう5年間の契約が毎年の金額、ほぼわかっておりますので、減額が発生することは、ほとんどないかと考えております。

次に、当初予算の方の概要18ページの件でございます、車両管理事業の自動車借上料でございますが、高速道路の利用料金の変更ということで、確かに経済対策の方でございまして、どこまで行っても1,000円ということでございますが、本市の場合、遠いところへ車で出かけるということはほとんどございませんで、余りそういう高速道路の料金変更の影響が及ぶということはないかと思えます。自動車借上料のところにはマイクロバスの借り上げでありますとか、タクシーの借り上げでありますとか、そういったものが主になっておりますので、高速道路の料金の変更が、この予算には余り影響を及ぼさないと考えております。

次に、防災無線の考え方でございます。本市も防災行政無線を持っております。ただ、相当古くなっておりますので、これの維持管理をどうするかということで、更新ということも1つの手段として考えておりますが、今、業者に聞きますと約2億5,000万円程度一括更新するのに必要ということが言われております。それともう一つありますのが、アナログ波を使っておりますが、今、デジタル波への移行ということが国の方で考えられております。ただ、防災無線についてはテレビ等の地上デジタル波等々のように、まだ確定したものがございませんで、今後その考え方が出てまいります。大阪府等におきまして、もう府内市町村は同じような状況でありますので、今後の防災無線のあり方、また大阪府が設置しております大阪府の防災無線との整合性、また国等が運営しております衛星通信を使用しました防災無線等との整合性等を考え、今後検討してまいるように考えております。いずれにしても、最少の経費で情報伝達できるということが考えられるかなと考えております。

それから、インフルエンザでございます。インフルエンザの対策につきましてですが、約400万円の予算計上をさせていただいております。これにつきましては、庁内の職員が業務を継続するためには、やはりマスクも要りますし、そういう防護服も要りますしということで、職員が使用することを前提として考えております。それも感染期において約6割程度の職員しか出勤できないだろうということも考えた上での備蓄を考えて、算定をした金額が400万円で、主にマスクと消毒剤、ゴーグル、手袋等でございます。

他課との連携ということでございます

が、先般も茨木保健所の予防課長さんにおいでいただきまして、庁内連絡会議を開催しております。今年度の秋口ぐらいをめどに、インフルエンザ対策のマニュアルの作成について検討していきますし、また庁内で関係する各課についても、連携をとりながらそういう会議をやりたいと考えております。

○野口博委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 情報政策課に係ります3点のご質問について、お答え申し上げます。

まず1点目でございますが、地域情報化事業一般管理費、電子自治体推進協議会負担金151万1,000円でございますが、これはことし再構築を行いまして、大阪府下43市町村で共同入札を行っております。ご質問にありますとおりの各市だんだんと分かれてきていますが、どういう形に摂津市はなっていくのかというご質問でございますが、まず「LGWAN-ASP」というような形を用いるのが、この電子自治体推進協議会で目指すところであります。ただ、当初の目的とはだんだんと各市の思惑が違ってきておりまして、摂津市は151万1,000円で来年度予算要求を計上させていただいておりますが、実際、他市でありましたら、2,000万円とか3,000万円とか負担金だけで実は払っておられます。摂津市もそういうやり方というか、国のパイロット事業でされたやり方で先行導入されたやり方というのが、実はないことはなかったんですけども、やはり技術革新が非常に進んでおりますので、「LGWAN-ASP」と申しまして、システムそのものを民間が開発したものを使わせていただくという形で、市役所には機械を置かずに、そのシステムを利用させていただくということで、

持つと非常にいろんなメンテであるとか、人件費であるとか、いろんなもろもろがかかりますので、そういうトータルコスト・オブ・オーナーシップと言うんですか、持つだけでかかる初期経費等、あるいはランニングコストを、できるだけかからないような方策を実は考えております。また、「L GWAN-ASP」を使いますことで、CO2の発生も、共同でそのシステムを使わせていただきますので、抑えられるのではないかというふうに考えております。

それから、2番目のご質問で、これまでウィンドウズ95に始まって12年間で6回も、実はOSが変わっております。OSといいますのはコンピュータの中でシステムを動かすCPUというんですか、頭脳のところなんですけれども、委員おっしゃるように12年間で6回もシステムが変わっておりますので、そこで使われる、例えばエクセルとかワードなんかも、毎回、実は更新しなければなりません。ただ、またそこも情報政策課でいろんなやり方を常にミーティングしておりました、それを1回1回やりかえたのでは、とても面倒ですし、これから700台のパソコン時代になってきますので、手間もかかります。それからコストも非常に毎回毎回となると、掛ける何回分というような形になりますので、まず旧の、今はウィンドウズ98で使っていたらOSをベースに10年使いました。OSが変わるたびにかえるというのは非常に難しいですので、一番新しいパソコンを、昔で言うとホストコンピュータ並みの処理能力がございますので、その中に仮想的にウィンドウズ98なりが、エミレーターと言うんですけれども、エミュレーション機能をつくり上げまして、過去の分を、どうしても必要だとおっしゃ

る方には、ご提供させていただこうかなと思っております。そうでなければ古い、例えばエクセルとかワード、あるいはOSを、それと新しいものの2種類を使わせていただくということを、一応考えておりますけれども、委員おっしゃるように非常にコストもかかるし、手間も非常にかかりますので、そのようなちょっと回避的な方法でございますが、今現実には考えております。

それから、第3点目のオープンシステムの導入で、今後の将来コストの削減はどのようになっていますかというご質問でございますが、これまでにもご答弁を申し上げておりますが、まずもともとは4部9課27システムであったものを、6部14課34システム、7システム実はふやさせていただいております。本来であれば、非常に1つのシステムに対して5,000万円、1億円というような金額が実はかかるんですけれども、今回、私どものとりました方法は、基本的にそのシステムそのものが最大公約数というようなところは、すべて統合させていただいて、システムを実は構築させていただきました。その結果、ちょっと予算書ではわかりにくいのですが、もともと例えばシステム改造経費はホストコンピュータでは平成11年から平成19年までは多少の増減はありますけれども、1億7,000万円かかっておりました。それをこのオープンシステムにかえますと、今は平成20年度の決算見込みでございますが、約1億1,000万円ぐらいになるかと。その差は年間6,000万円ぐらいですので、10年間もし機械が使えるだけ使わせていただくとしますと、6億円ぐらいは浮いてきます。それに加えて、6億円と言うてますけど半分ぐらい増減がありますので、半分

の3億円の節約ではないかと予測しております。

それから、5年間で実はホストコンピュータからオープンシステムを入れかえましたので、もともとホストコンピュータは、大体1年間に1億3,000万円から1億5,000万円のランニングコストが、借りるだけでかかっていました。それをシステムを導入したときに、毎年、5年間だけは最初の初期導入費がかかりますので、大体1億3,000万円ずつぐらいかかるんですけども、そのうちの1億1,000万円、ここに予算に上げております部分は、ざっと5年後になるとなくなります。5年後には情報政策課だけの予算で見ても、単年度でざっと1億円ぐらいは下がるのではないかとというふうに予測をしております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、私の方から、現在の行政評価システムについてどう考えているかということと、今後の行政評価システムについての考え方はどうかというお問い合わせについて、ご答弁申し上げます。

現在の行政評価システムにつきまして、平成14年度から予算連動を強く意識して導入いたしましたものでございます。この予算連動という点から考えますと、財政事情は非常に厳しい折でございましたので、その効果は大きなものであったと思っております。ただし、いわゆるPDCAのサイクルでいいますCのところですね、評価検証するという部分については、これは全然やっておらなかったということではないんですけども、毎年の各課の事務事業評価にあわせて、過年度の評価もやっていただいていたわけですけども、今後につきましては、いわゆるその事後評価部分でありますPD

CAのCのチェックのところですね、評価検証のところの方に力を入れ、なおかつ今までどおり予算連動も図ってまいりたいというふうに、今後のシステムにつきましてそのようなところで、事後評価のところにもう少し力を入れて、それを次年度以降の施策展開に回していきたいと、生かしていきたいというふうに考えております。なお、現在、今年度平成21年度から新財務会計が稼働いたします。これは執行部分も稼働いたします。その財務会計システムのオプションと申しますか附属の部分で行政評価のシステムがございますので、23年度以降の新総合計画にあわせて、そちらの方にシステムの方も移行をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

○野口博委員長 井口課長。

○井口秘書課長 それでは、秘書課にかかります市長会の仕組みについてというお問い合わせに対して、ご答弁申し上げます。

本市が加盟しております市長会は4つございまして、全国市長会、近畿市長会、大阪府市長会、北摂市長会でございます。全国と近畿につきましてはちょっと確認はしてありませんが、大阪府市長会につきましては、府下33市全市が加盟しております。それから市長会の主な設立目的と申しますか、市長会の設立の意義としましては、これは大阪府市長会の会則でございますが、各市間の連絡調整を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の交流と繁栄に寄与することを目的とする、となっております。そして、主な活動事業といたしましては、国、府に対します施策と予算に関する要望、これが大きい事業だと思っております。そのほかにも経済対策緊急雇用など、緊急提言、申し入れ、要請なども行っております。

それからまた専門部会なども設けられておりまして、行政、財政等に関する調査研究を行い、各種施策、国への要望に反映できているものと思います。ちなみに本市は現在のところ、大阪府市長会の理事に選出されております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡人権室女性政策課長 それでは、女性政策課所管の事業につきまして、ご答弁を申し上げます。

男女共同参画啓発事業につきましては、毎年、女性問題をテーマにいたしまして、啓発誌の作成を行い、それを通じまして男女共同参画の実現に向けまして、基本法の理念の普及でありますとか、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることを目的としております。そこには委員ご指摘のように、世代あるいは性別によりまして、多種多様な価値観があるということも十分に認識をさせていただいております。そういった認識も踏まえまして、今後とも幅広い世代の皆様に向けまして、啓発事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 初めに、平和祈念式典への参加についてであります。長崎に行かない理由としましては2つございます。その1つは、広島での平和式典の開会時間というか、それが午前8時から終了が9時ということで、比較的早朝でございます。それに比べて長崎は11時から12時ということで、炎天下でありまして、着席から退席までいうたら2時間ぐらいかかります。そういう意味で、もしも市民の方で行かれた方にとっては、きついんじゃないかというような考えでございました。ございましたって申しますのは、数年前に大きなテントができて、そのテントの中に入ったら、何と

かいけるんじゃないかということでありまして。

もう1点は費用面で、大体1人2万5,000円ぐらい広島よりも高くなります。それについては近隣の各市に聞きましたら、隔年で行ってるよというところもございまして、検討してみたいというふうに考えております。

もう1点の中東やアフリカの、その紛争地帯から、よくご存じの方を呼んできてということではありますが、人権週間については、弘委員のご質問にもお答えしましたように、今回は貧困をテーマに考えております。そこで、人権協会のヒューマンセミナーという市民講座がございまして、そちらの方で一度取り組んでもらえないかということで、話をしたいと思っております。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 私の方から、人事課に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、正規職員と臨時職員の住み分けについてでございますが、先ほど委員がおっしゃられましたように、地方分権の進展や、最近の住民ニーズの多様化に伴いまして、それにこたえるために、いろいろな柔軟な雇用形態が求められているところでございます。正規職員につきましては当然のことながら、すべての業務に対して責任がありますし、それに対応して業務を遂行していかなければなりません。また、臨時職員は臨時的、一時的な業務量の増加に対応する場合などで、事務の補助的な業務に従事をしていただいております。非常勤職員につきましては、主に正規職員と臨時職員の間的位置づけと申しますか、正規職員より少なく、臨時職員よりも多いという、一定の役割と責任を持っていただきながら、業務の方に従事していただいております。

今後、いろいろな雇用形態を研究して、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

もう一つ、続きまして意向調査をどのように生かしているのか、また今後どうしていくのかというご質問ですが、現在、人事制度の1つとしまして、自己申告制度を設けておりまして、自己申告書を職員に配付し、職員個々の現在の状況、また仕事に対するニーズなどを記載していただきまして、人事課に提出し、希望者には面接をしております。活用方法につきましては、例えば若手には10年間のうちに窓口部門から管理部門、また管理部門から窓口部門など、2つから3つの職場を経験してもらいたいという考えがありますので、この自己申告制度の中で、本人との希望があれば人事異動を行うなど、職員のモチベーションの向上にもつなげるような活用をしております。

自己申告書の目的としまして、職員の配置管理の参考にすること、また職員に対して意見を述べる機会を与えること、また職員の能力開発に役立てることの3つの目的を実現できるような制度構築を目指しておりますので、それらを生かして、今後研修の充実や人材発掘などの人材育成にも生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、私の方から、広報に関しまして2点お答えさせていただきます。

報道機関との連絡調整ですが、これにつきましては事務分掌に規定されている業務でございまして、具体的な取り組みといたしましては、報道機関と定例市議会ごとに開催します記者会見のセッティングをするほか、日常的には各種催し物

や取り組みの事前情報提供、それと当日の取材内容の提供でして、それらのプレスリリースを行っております。また、個別取材申し込みに対応するほか、担当課への取材の際の、記者が何を求めるかなどの助言、取材の立ち合いなどの支援を行います。あわせて不測の事態には危機対応としての公式な一斉発表も行います。新聞、テレビ等については、その媒体だけでなく報道機関のインターネット配信などがあります。それらは社会全体に影響のある媒体でありまして、メディアの性格から、スピード感を持って正確な対応を心がけているところでございます。

続きまして、広告掲載料につきましてですが、平成21年度からホームページのバナー広告掲載を導入いたします。それに伴いまして、前年度より増収を見込んでおります。景気後退時期ではありますが、さきの本会議でも自主財源の確保の取り組みを説明しておりまして、ホームページのリニューアル時からの課題であり、各市の状況を確認して準備を進めてきました。その中で、ホームページのバナー広告ですが、トップページの下ところに8枠の掲載を予定しております。その検討段階では、1枠1万5,000円を見込みましたが、実際、実施要綱を定めましたときに、1万円といたしております。また、連続掲載に関しまして割引制度を設けて実施します。広告の募集の仕方につきましては、広報紙の広告も含めてなんですが、自前で対処をしていますが、募集枠が固定できることによって、あらかじめ広告代理店に入札による買取方式も可能となります。厳しい経済情勢ですが、新年度の経過を見ながら、次年度以降の方針を決めていきたいと考えております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 市民税課所管に関しますご質問で、市長のメッセージを掲載した納税通知書について、ご答弁申し上げます。

これにつきましては、平成20年度の職員提案で、市民税課職員の提案が採用されたものでございます。毎年6月の市民税の当初納税通知書発送後でございますが、納税者が直接来庁されたり、電話による問い合わせが数多くございます。特に平成19年度からは所得税から地方税へ税源移譲が実施されまして、多くの納税者が所得税が減って住民税がふえたことから、自分たちばかりに負担を押しつけられているのではないかなどのご意見を、大変多くお聞きするところでございます。このことから、市民税課職員は毎年納税通知書を発送後、説明に追われておる日々が続くわけでございます。提案では、納税通知書に市長からのメッセージを掲載させていただき、内容につきましては摂津市の財政状況を簡潔に説明し、歳入における税の重要性や必要性、また今後の政策と目標等を総合的にわかりやすく示すことで、納税者の方への理解と協力を呼びかけるというものでございます。市のトップからのメッセージということで、最大の広報効果を期待するものでございます。本年6月発送予定の、平成21年度の市府民税普通徴収の納税通知書から採用させていただき予定で、作業を進めさせていただいております。

○野口博委員長 入倉課長。

○入倉固定資産税課長 固定資産税課の減額補正525万円の内容について答弁いたします。

平成20年度のオープンシステムの稼働によりまして、固定資産税システムは

株式会社日立情報システムズのパッケージソフトを使用しており、税制改正のうち標準部分の改修費用は発生しません。しかし、大規模な税制改正や別のシステムである家屋評価システム、土地評価システムとの連携を伴う部分に改修が必要となった場合は費用が発生します。20年度においてはシステム改修を伴う事案がなかったため、全額を減額いたしました。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 私の方から、選挙管理委員会に係りますご質問について、ご答弁させていただきます。

まず、委員ご指摘のポスター掲示場の点でございますが、まずこれにつきましては市議会選挙の場合、3段30区画を予定しております。また、衆議院選挙につきましては2段8区画ということで予算を計上させていただいております。この大きさの差によるもので、予算の額がかなり差が開いているということでございます。ほかに、例えば手数料でしたら市議選では78万1,000円、衆議院では135万4,000円と、これも差があるんですけども、これは主に選挙公報の新聞の折り込みの手数料に係るもので、市議選の場合は1種類1回のみになりますけれども、衆議院選挙の場合、小選挙区と比例区、それと国民審査と、これ3種類3回入れることとなりますので、その手数料が衆議院選挙の方が多くなるというふうになっております。これにつきましては、ほかに選挙の種類がふえるということで、人件費も同じような理由でふえております。

それと、ほかに逆の形としまして、印刷製本費につきましては市議会選挙につきましては304万6,000円、衆議

院選挙については163万1,000円となっておりはありますが、これにつきましては共通な費用としまして入場整理券の作成とか、啓発チラシの印刷製本費、このような費用が必要になってきております。ただ、市議会選挙におきましては投票用紙とか、あと選挙公報、これが市が印刷するような形になりますので、その分が市の選挙の場合、ふえるような形になっております。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、消防職員教育訓練派遣事業のうち、救急救命士の養成についてご答弁します。

消防職員教育訓練派遣事業は、消防大学校、府立の消防学校、それと救急救命士養成機関等に職員を派遣いたしまして、消防職員の知識、技術の向上、各種の資格取得、そして委員のご指摘のそれら技術の維持を推進している事業でございます。その中で救急救命士の養成につきましては、高度救急需要に対応するため、救急資機材の整備と並行しまして、救急救命士を毎年度計画的に養成しております。平成21年度につきましては、2名の養成を計上しております。救急救命士2台乗車体制の実現に向けて、本事業を推進しているところでございます。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 消防本部車両資機材整備事業のうち、支援車を指揮車へ改造に係る内容についてお答えいたします。

支援隊、指揮隊の運用につきましては、平成17年6月に改正された消防力の整備指針により明確化されております。本市も平成20年10月1日より指揮隊運用を開始し、消防活動における組織的な指揮統制及び安全管理の徹底に努めてまいったところであります。指揮隊車として運用するには、現場指揮活動に必要な

資機材の積載が必要であり、指揮本部としての機能も必要となりますので、支援車として運用しております車両を指揮車に改造するものであります。

続きまして、救急活動事業の新型インフルエンザ対策について、どのようにとらえているのかということについて、お答えをいたします。新型インフルエンザ発生時における救急隊員に対する感染防止用資機材を購入し、救急業務の機能低下を防ぐため計上いたしましたもので、被害想定といたしましては、平成20年12月消防庁より提示の、消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドラインを参考にし、本市の被害想定を罹患者数2万人、受診者患者8,000人から1万6,000人、入院患者1,250人、死亡者400人と想定いたしまして、救急搬送件数を入院患者、死亡者数の3分の1と想定し、救急患者搬送件数500件分の、救急隊員3人乗車しておりますので、1,500人用の感染防止用資機材として、感染防止着の上下、感染防止用手袋、感染防止用マスク、ゴーグル、キャップ、救急のシーツ等を購入するものであります。

○野口博委員長 布川課長。

○布川納税課長 それでは、納税課にかかりますインターネット公売に関しまして、ご答弁させていただきます。

平成20年度より導入実施いたしました2回の公売には、単車や絵画、洋画、洋酒等10点、177件の入札がありました。10点すべて売却でき、売却率100%でありました。落札額は17万5,152円、売却倍率は6.37倍でありました。初回の状況が新聞報道されたことから、市民から家族の滞納状況等の問い合わせがございましたことなどから、滞納への抑止力につながっているも

のと考えております。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 消防予防課所管であります危険物施設等の査察強化につきまして、ご答弁させていただきます。

現在、本市におきましては138事業所におきまして334の危険物施設がございます。2年間で危険物施設の査察が実施できるよう計画し、平成19年は340施設中177施設、20年は334施設中174施設の査察を実施いたしました。ご承知のとおり、危険物は気温等周囲の環境に影響される性質を持っておりますので、そのため貯蔵取り扱い方法を誤りますと、大事故、大災害につながるおそれが大であります。1年間を通して施設区分ごとに査察時期を組みかえるなどして、現行の法令等に適合した施設の適切な維持管理状態が確認できるよう、査察に努めております。今後もさらに危険物施設の安全を高めるため、査察の強化に努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 奥課長。

○奥法制文書課長 それでは、情報公開事務事業について、ご説明を申し上げます。

この事業につきましては、審査会の運営ということになります。審査会につきましては、平成18年度に実質審議を3回していただきまして、それ以外では実質審議という例はございません。それが平成5年に情報公開条例、個人情報保護条例が始まりまして初めてのことでございます。昨年度につきましては、任期切れということで、新たに委員さんに委嘱するということで、1回審査会の会議を開かせてもらっております。

今後どういうふうにしていくかということでございますが、これはご存じのように異議申し立てがなければ審査会は開

かれないということでございますので、どちらかというところ開かれたい方がよいような感じがしてございまして、適切にその条例の運用に努めていきたいと思っております。

それから、例規集の減額でございますが、例規集はご存じのように法律改正等の影響をかなり受けまして、最近で申し上げますと平成17年度、18年度に、決算額で600万円を超えるような状態になりまして、20年度につきまして予算要求をさせていただきますときに、600万円を超える17年度、18年度よりも、まださらに多くなるんじゃないかというところから、702万円の要求をさせていただきましたが、結果としてそういう法律改正等がかなり少なくなりましたもので、この減額を算出したところでございます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いろいろご答弁いただきまして、理解をいたしました。2回目に移らせていただきます。

補正予算第4号になりますが、一般寄附金につきまして、ふるさと納税265万5,000円であったということですが、例えばふるさと納税というふうにお持ちになられるなどしたけれども、例えば使途を限定して、例えば地域福祉に使ってくださいとか、人間基礎教育に使ってくださいとかいうふうに、寄附者からお願いがあった場合というの、これに入るんでしょうか。ちょっとそれを確認させていただきます。その他については先ほどのご答弁で理解をいたしました。

次に予算概要でございます。順を追ってお話しをさせていただきますと、市長会については4つあって、施策や予算を要望していると。現在は大阪府の市長会の理事であるということでもあります。最

近の国家的な話になってくると、実現するかどうかはわかりませんが、政府紙幣であるとか無利子国債、相続税免除の国債などの議論があるんですけれども、こういった施策について、やはり実際に現場として考えがあったりしたときに、言っただけでもいいのかなという気はするんですが、これは私のただの1人の意見としてお聞きいただければ結構ですが、こういったいろんな施策が出てきて、今後財政とかの構造も変化してくると思うんです。そういった中で、こういった市長会なりを通じて、現場の声をもっと国の方に届けていただきたいなというふうに思います。

私は代表質問で東京に行ってきたと申し上げましたけれども、中央省庁の方々には、制度自体はよかったですと思っただけでおられるんですね。実際、現場でそういうのをやる段階になると、地域ごとにいろんな事情があって、なかなかうまくいかなかったはずの計画が、全くもって実施できないという状況があるように今思うわけです。ですので、施策がどうこうももちろん大事なんですけれども、今うちがこんな状況なんですよという、どっちかという連絡になるんですが、情報交換としても、この市長会を通じてお願いしていただきたいと思います。これは要望みたいなことになりますので。

今ちょっと触れましたけれども、政府紙幣とか、特に無利子国債ですかね。これは結果として国の税収が減るような気がするんですけれども、そうなったときに摂津市に何らかの影響が出てくるのでしょうか。一応財政としてお答えいただけるのなら、お願いをいたします。

次に人事ですが、臨時職員と非常勤職員との住み分けについて、いろいろお話をいただきました。最近の議論の中では、

やはり民間ですと正規職員として雇えるとか、継続しろとかいう要望があります。しかし、公務員は一定採用の試験があって、昇進等にも試験がある、面接があるという状況がありますので、民間のようにほいほいと採用できたり、職員の職種を変えることはできないとは思っています。ただ、そういう状況にはあるんですが、こういう社会状況ですし、一定臨時職員なり非常勤職員なりでお勤めいただいているときに、その方の実力といったらあれですけれども、力が見れると思いますので、そういう情報として蓄積して、その情報というのは、先ほどご答弁いただきましたように、臨時職員でやっていいこと、やったらあかんこととか、それぞれの職階であると思いますので、そういったいうなれば越権行為がなし崩し的に行われたら、やはり行政としての立場がちょっと危うくなりますので、その辺も踏まえて、今後のその人事の考え方に落とし込んでいただけたらなと思います。

意向調査の点についても、自己申告制度であるものを活用して、希望者には面接をしたり、目標としては10年で窓口や管理業務をローテーションすることでありました。私も民間企業にいましたときに、こういった制度はもちろんあったんですけれども、人員が不足してきますと、これをしたとしても、なかなかそれを実現することは難しい状況にありました。これはもう行政であろうが、民間であろうが、こういう状況ではどこも一緒だとは思っています。しかし、だからといって、とりあえず希望は聞くけれども、もうほぼ実現の可能性がないよという状況になれば、それこそ絵にかいたもちに終わってしまいますので、難しい時期だとは思っていますけれども、この意向

調査について、しっかりとした活用をしていただきたいなというふうに思います。

次に、電子自治体推進協議会のご答弁をいただきました。いろいろ思惑が違ってくる状況にはあることは当然だろうと思います。その中で、今後、摂津市として、また北摂として、大阪府として、どういったシステムの共同的な構築がスムーズにいくのか。今後、恐らく定額給付金もそうでしょうけれども、いろんな部と課におさまらないいろんな他課、他部にわたる業務がふえてくると思いますので、そういった点を踏まえて、この協議会なりいろんなところで方向性について、議論をしていただきたいなと思います。

次に、パソコンの管理について、ソフトについていろいろご答弁いただきました。新しいものにはエミュレーターが入るというご答弁でしたが、これには正直びっくりしました。まさかそこまでしておられるとは、正直思っておりませんでしたので。それを入れたことによって、負荷がかからないかという疑問がちょっと今出たんですけれども、その点についてはいかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

続きまして広報につきまして、報道機関との連携については、プレスリリースであるとか、取材の取り次ぎ、あるいは危機対応などの事例を挙げていただきました。最近摂津市もいろんな採用試験であるとか、犯罪被害者の旅費の補助であるとかで取り上げていただいております。これ自体すごいいい傾向やと思いますので、マスコミに対していろんなプレスリリースを発行して、しっかりと摂津市の存在感というか、施策のアピールをしていただきたいなと思っておりますので、引き続きその現状をさらに向上させていくべく、もっとコンパクトにまとめ

た記事送りですとかに努めていただければなと思います。

バナー広告については、料金の減額や入札などを検討しておられるということでした。こういうご時世ですけれども、やはり広告効果があるのであれば、もちろん企業さんとしても応募してくださると思います。やはり、大阪府のある広報系のお話では、ほかの自治体ではあり得ないぐらいの倍率で応募があったという話も聞いておりますので、今、摂津市が取り上げられている状況ですので、これをチャンスとしてバナー広告、またほかの広報紙の広告等の誘致にも、力を入れていただきたいなと思います。

それとホームページについていろいろご尽力をいただいております、ひとつ携帯電話のホームページがありますが、時々システムの更新の都合かとは思いますが、不安定になる時期がありますので、これを対処といいますか、あまり起こらないように努力をしていただければなと思います。これはよろしく願います。

次に、法制文書課の情報公開ですけれども、異議申し立てが必要ということで、もともとの法の趣旨はそうですので、もちろんぎょうさん申し立ててくださいとか、そういうことは申し上げません。あったときに適切な対応をしていただく必要がやっぱりありますので、その点しっかりと今後とも運用していただきたいなと思います。

次に、総務防災課ご所管で車両管理で、高速料金の点についてご答弁いただきました。余り影響はないかなということでしたが、いろんな可能性がありますので、車両にETCがついているかちょっと存じ上げないんですけれども、少しでも経費の削減になるようなことは、

積極的に行っていくべきだと思います。ETCはどのように考えておられるかだけ、ひとつお願いいたします。

次に、行政評価システムについてですが、P D C AのCに重点を置くというご答弁でございました。新財務会計システムにはついてくるということでもありますし、重点を置くべきところは、私もここであろうと思っておりますので、その観点については、そのまましっかり進めていただければなと思います。いろんな自治体ごとに、こういう行政評価システムを入れておられたり、作成しておられたりするんですけども、それを今すぐにどうこうじゃなくて、各自治体で標準化して比べられることができるような、ベンチマークであるとかがあれば、より行政運営というものが注目をいただけるのかなと思いますので、その点についてはご検討いただきたいなと思います。

次に、オープンシステムの料金について、いろいろ解説をいただきまして、恐らくこの1億1,000万円というのは、5年後にはほぼなくなるであろうというお話でございました。こういったシステム料金というものは、なかなか変動が激しいものとは理解しております。これまでにもいろいろ交渉の結果、一月分、二月分をまけてもらったかというお話を伺っておりますので、今後ともその方針で、料金については何とかまけてもらえませんかという交渉に当たっていただきたいと思っておりますし、質についても、間違ってもその質を落とされないようお願いをいたします。

男女共同参画についてご答弁いただきました。世代間の均衡をもちろん図っていくという趣旨であったかと思うんですけども、これこそある意味価値観の問題になってくるかと思うんですが、今い

ろんな価値観の変化、多様化がありますので、今やっていることが時代が求めていることなのかという、非常に難しい地点にあるかと思うんです。これ自体は国の法律とかもありますので、普通に進めていくべきことではあると思うんですけども、そのバランスというものについては、絶えずアンテナを張って、世間の動向を勘案していただきたいなと思いますし、過剰な反応はするべきではないというふうに思いますので、この点についてはよろしくお願いいたします。

次に、人権の平和イベントですが、長崎はちょっと天候等、また旅費等の問題があるということでございました。しかし、広島があって長崎がないというのは、ちょっとどうなのかなという気持ちがありますので、今回検討ということでございましたので、今後について、しっかりと見直しなりしていただきたいなと思います。

同じく講師につきまして、ヒューマンセミナーで議論する予定であるというお話でした。もちろんそれでされるということも重要だと思います。今回申し上げたのは、そういう今まさに起こっている問題について話していただけるということが、重要なんじゃないかなと思っておりますね、被爆体験とか戦争体験というのは確かに重要なんですけども、それは我々では及びのつかん時代の話で、なかなかイメージするのが難しいところもあります。例えばイラクであったり、アフガニスタンであったり、ソマリアであったりすれば、今まさにテレビでそういう現地の状況なりが伝わってくるんです。それを、その場所にいた方にお話をさせていただくということは、やはり追体験という意味からも非常に重要だと思いますので、これについてはしっかりと検討を続けて、

できれば実現に持って行っていただければなと思います。

次に、市民税課で職員提案の分の実施予定についてご答弁をいただきまして、6月時点の分で対応していくということだったかと思います。これをやること自体、大分効果、効果と言ったら失礼ですけども、意味があると思いますので、これをきっかけとして、ほかの発送文書であるとか、市からの広報物でいろんな施策のアピールをして行っていただきたいなど、これは市民税課に限らず、全体的に申し上げておきます。

次に、納税課のネット公売の状況についてご答弁いただきまして、10点に177件の入札があったということですね。正直ほっとしているところです。物によっては、額によっては入札が全くないというケースももちろんありますし、今そのネットオークション自体が、なかなか犯罪とかの可能性や、また手続が複雑になっている状況があるので、利用率が若干低下しているんじゃないかなという感覚があります。生活に使えるもの、あとはちょっとしたインテリアとかであれば、今回のような入札の期待も持てるんですけども、物によってはなかなか入札していただくことすら難しい。また、入札しても落札したときに、支払いが滞るようなことも考えられますので、その点を踏まえた上で平成21年度以降のよりよい運用につなげて行っていただきたいなと思います。

次に、市議選と衆議院選挙の項目別の差について、いろいろ細かくご答弁をいただきました。区画、ポスター掲示板の大きさであるとか、折り込み手数料とか、入場整理券の印刷などということでございました。以前の委員会だったかと思うんですけども、項目が同じものについ

て、今回は衆議院選挙ですので、いつ起こるかわからんということなので難しいかと思うんですけども、例えば市議会議員選挙と参議院議員選挙であるとか、大阪府議会選挙とかであれば、間違いなく起こるある程度の時期は予測できる選挙がありますので、それを通して一括契約みたいなことができれば、もうちょっと業者さんとしてもスムーズになるんじゃないかなという気もしますので、これは前回お伺いしたときに、検討していくというお話でしたので、引き続きできるのか、できないのかも含めて、検討を続けていただきたいなと思います。

次に消防です。消防総務で救命士のご説明をいただきました。今またニュースとかでは、救急車の搬送ミスとか、場所を間違ったとかいう件で、いろいろ報道がありますけれども、やっぱり第一は一人ひとりのレベルの維持なり向上にかかってきます。それは集中力であったり、直接的なそういう救命士の資格であったりします。実際現場に行かれるといろんなことが起こるとは重々承知をしております。そういったときに判断をする能力といいますか、精神力に近いものがあるかと思うんですけども、特に若手の方々、女性職員も含めて、技術的な面ももちろんありますし、メンタル的な適切な判断を瞬時に下せるような、これはもう観念的な話なので、具体的な実施目標とかは設定しづらいんですけども、一瞬の判断についての考えを持っていただきたいなと思いますので、これはご検討いただきたいと思います。

次に、予防課ですけども、査察強化についていろいろお話をいただきました。以前、暫定税率の廃止のときに、ガソリンをポリタンクに入れて燃えたとかいう話もありましたが、先ほどのご答弁にも

ありましたが、取り扱いの状況の危険性というのは、なかなか知ってるようで知らんこといっぱいあると思います。ですので、そういった啓発から含めて、実際に現場に行かれて指導をされること。文書等で危険物の種類や特性について、1回や2回ではなく何回となくそういった注意をし続けることが重要だと思いますので、強化ということで載ってましたので、その方針で摂津市の安全に資する体制をつくっていただきたいと思います。

次に、支援車から指揮車への改造についてのご説明をいただきました。平成17年6月に消防力の整備指針が改定したことによるというお話だったかと思うんですけども、額の妥当性についてちょっと聞きたいなと思っていました。それについて、ご答弁をお願いいたします。

新型インフルエンザです。消防署ご所管で。資器材や消防庁が策定された被害想定に基づく行動計画ですか、これに基づいての準備であるという内容でした。やはり、これは新型インフルエンザですけども、今後どのような感染症が発生するかもわかりませんし、どうも感覚的なものですけども、花粉症の発症者や新しい病気、これまでもあった病気が、何かじわじわと広がっているような感じもするんです。ですので、これは新型インフルエンザの対応ですけども、前線に行かれるこの消防という部局ですので、対応については、ほかの部署とはまた1つも2つも上の段階で注意をしていかないかんと思うんですね。だから、そういう点で、これは救急絡みですが、消防長か署長に現在の認識をお伺いしたいなと思います。

総務防災課で防災無線についてお答えをいただきました。相当古いし更新も考えているけれども、すごい2億円なりの

お金がかかってくるということでございます。また、府と市の方向性も勘案する必要があります。同じくまたパソコンの話に戻ってしまうんですが、文書を打ち込んだら、それを音声として変換してくれるソフトも、今開発されてまして、そういったのを利用すると、実際に起こっていることに対してパソコンで打って、それを飛ばして放送をかけるということもできるようにはなるんですけども、同じくこれ更新が必要となってくるんですが、こういったパソコンなどのソフトを利用しての方向性について、今、ご答弁が可能であればお願いをいたします。

最後に、総務防災課ご所管で新型インフルエンザの内容について、職員用のマスクや防護服であるというふうにお伺いをいたしました。一応マニュアルの作成もあるということですので、このマニュアルの作成を急いでいただくのと、マスクや服等の適切な使用方法について、しっかりと情報提供を行っていただきたいなと思います。

2回目は以上です。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 消防本部車両資機材整備事業のうちの支援車の指揮車への改造ということで、妥当性ということなんですけれども、現場指揮者というのは、消防の指針で3名というふうにあつておまして、現在使っております車は4人乗りの車、それを改良というか若干改良して、冷蔵庫とかいろんなものを積んでおるんですけども、もういっぱい状態になっております。それで、支援車に使っております、今はワンボックスカーなんですけれども、これ等の床等のフラット化とか、電源配置なんかをやりまして、というのは指揮本部としての機能というか、資機材が積めるよ

うな形で改造していきたいというふう  
に考えております。それで、そういう改造  
のメーカーさんもなかなか少ないん  
ですけども、そういう中で選択をいた  
しまして、130万円ほどの金額を  
上げさせていただきました。

○野口博委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 先ほどのOS  
あるいはソフトウェアを使う際に、  
パソコンにかかる負荷は大きくは  
ないのですかというご質問ござい  
ますが、ちょっと専門的なことにな  
りますので、余り難しいことはお  
話しできませんのですけれども、  
基本的にまずワードとかエクセル  
なんかにおきましては、やっぱり  
職員が使い勝手のいいものという  
のを求めておられます。最近規格  
統制がされておりますので、その  
辺についてはストレスなく使える  
というふうに考えております。た  
だ、三宅委員がおっしゃいます  
OSでございますね、1995年に  
できたウィンドウズ95に始ま  
って、今はVISTA7という  
ふうに変化しております。そうい  
うものを動かすときにつきましては、  
理論上は負荷がかからないという  
ふうになっておりますけれども、  
実際はネットワーク上で動かす  
ことになりますので、やってみ  
ないとわからないというのが本  
音で、ちょっとお答えになるか  
どうかわかりませんが。ただ、  
実際には緊急退避的に使う分  
については、そういうやり方を  
させていただいて、ほとんどの  
方は新しいやり方に、あと2年  
間ほどでシステムが変わって  
いって、パソコンも新しくな  
りますので、それでお使いいただ  
ければ、ありがたいなという  
ふうで考えております。

○野口博委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほど  
のご質問にご答弁いたします。

新型インフルエンザにおきましては、

過年、サージ対策と同じような  
ことで、サージが発生いたしました  
ときに、我々消防といたしまし  
ても、例えば茨木の保健所、あ  
るいは医師会との会合を持ち  
まして、いろいろな方策を検討  
いたしました。実際に新型イン  
フルエンザというのは、サージ、  
いわゆる鳥ウイルスから人間に  
感染、人、人の感染でございます  
ので、それがきょう起こるか、  
あす起こるかということはまだ  
わかりませんが、確実に起こ  
っていくだろうという認識は  
持っております。ということで、  
現在、我々は消防職員としては、  
もし起こりましたら感染者の  
ところに行くわけでございま  
すので、我々自身が防備しな  
くはないということで、今、  
職員には私の方から、この  
新型インフルエンザに対する  
教養を行いました。そして、  
市の方でも連携をとりまして、  
市内の新型インフルエンザ  
に対する市内会議も行っており  
ます。

今後の対策ではございます  
けれども、先ほど課長が申し上げ  
たとおり、大事なことは、我  
々の仕事といたしましてやめ  
ることができません。という  
ことで、業務の継続計画を樹  
立し、それを着実に実行する  
こととさせていただきます。と  
いう、そういうふうな一番思  
っているのは、その部分で  
ございます。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 そうしま  
したら、私の方からETCのこ  
とについてと防災無線のこ  
とを、お答えさせていただきます。

車両ETCカードですけれど  
も、本市は以前、高速回数券  
を使っておりましたけれども、  
これは業務の改善ということで  
3年ほど前から、もうETC  
カードを導入しております。  
ただ、ETCの機器ですね、  
車に設置する分につきましては、  
全部つけているわけではありません。  
市

内を走る車が多うございますので、総務防災の所管しております車であるとか、市長車であるとか、そういったものにはつけておりますので、こういったもので活用しております。またそのETCカードを使うことによって、一部割引も活用させていただくようにしております、できるだけ経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

それから、防災無線にパソコンで文書を打ち込んで放送できるというような機械があるということなんですけども、現在の防災無線の導入時にも、恐らくその当時、最新のものを入れたと思います。ただ、こういう機械類は恐らく10年、20年と使い込んでいきますので、相当機器の陳腐化が進んでいきます。現在でいいましたら、その当時はなかった携帯電話でありますとか、携帯のメールでありますとか、例えば大阪府の防災無線の整備、先ほど言いました国の衛星通信による無線の整備というようなことも出てきております。次回更新時には、もちろんそういうパソコンを使ったということは、当然大きなテーマになると思いますが、その機器、そのソフト等が長期にわたって陳腐化せず、十分に活用できるかどうかということも、十分検討した上でないといけないのではないかなと思います。いずれにいたしましても、次回防災無線につきましては、府下全体の動向、またその機器のどのような新しい機能を持つかといったことを十分検討いたしての上で、失敗のないように導入について、今後とも検討してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、ふるさと納税につきまして、総務防災課それから財政課、両方にまたがりますので私の方か

ら答弁させていただきます。

いわゆるふるさと納税は、ご承知のように平成20年度、地方税法の改正によりまして、地方公共団体に貢献できないか、あるいは応援できないかというような趣旨で始まりました。それで、一応寄附金で受ける形になりました。寄附金なんですけれども、この寄附金には3つございます。いわゆる全く自由に一般寄附で市に寄附される方と、それから用途特定指定で寄附される方、これは指定寄附なんですけども。それからもう一つ、条件つき寄附というのがありまして、こういうことをしてくれるんだったら寄附をしましょうと、それをしてくれなかったら寄附金をやめますというような形で、条件が付される場合があります。このふるさと納税の大半の人は、摂津市のためということで寄附をいただきましたので、一般寄附として一応うちの方は取り扱いをさせていただいております。ただ、ふるさと納税のことですので、やはり市に対する応援者の方々に対して、やはり我々は説明責任があるということで、従前でしたら一般寄附はもう決算したら終わっているんですが、やはり一定の説明責任があるであろうという形で、一応予算上で明確にその方々に説明できるような予算は必要というふうに思っております。今回、申しわけないんですが、補正予算を見ていただきたいんですが、補正予算の19ページでございますが、このところに、ふるさと納税の265万5,000円を含めまして一般寄附金588万6,000円を収入で予算化させていただきました。それと、32ページでございます。このところに財政調整基金積立金というのがございます。歳入と歳出のいわゆる調整額として、約3億8,000万円は調整額としましたけれ

ども、先ほど言いました588万6,000円の寄附金の分については、ここで積ませていただいたということになります。それから一方、平成21年度の当初予算でございますが、172ページです。当初予算の172ページのところに、教育指導費がございます。その中で財源内訳がありまして、国、府支出金、地方債、それからその他というのがあります。その他588万6,000円というのが、財政調整基金からの取り崩しで、このところに財源を充てましたという形で、数字の上ではきちんと経理をしているつもりでございます。ここは教育指導費の部分は、府下に比較的我々が摂津市が進んでおります小学校1年生の補助員、これは平成21年度から全小学校1年生に配備されることになりました。こういうふうに拡充する施策や、あるいは新規施策に一般寄附金を充てていきたいというふうに我々は思っております、今後はそういう形で、寄附者に対してしっかり説明できるように、予算計上をさせていただいたところでございます。

それからもう一つ、先ほどおっしゃっておられました無利子国債の話でございますが、まず最初に租税の分には地方税とそれから国税があります。地方税には、もちろん都道府県税、それから市町村民税というふうにあるんですけども、昨日に自民党の議員連盟の方から麻生首相の方に対して、そういう無利子国債や、あるいは政府紙幣の発行とか、そういうふうなことが提言されております。この新聞記事、報道を見ますと、無利子国債の分については、相続税対策として利子のない国債を買っていただいて、その国債を相続した場合には相続税は免除されると、そんな趣旨でございますが、これは自民党の議員連盟でございますので、

もしこれを政府の方が検討するならば、財務省のところには税制調査会、それから財政制度審議会、それから国税審議会等々ございます。そういうようなところに一応諮られて、それが審議される。あるいはメリット、デメリット、いろんなことも討論されるというふうに思います。ただ、あくまで相続税の対策でございますので、先ほど言いました、相続税は国税でございます。市町村民税については何ら影響はないと思うんですが、間接的にどういう影響が出てくるのか、これはやはりそういう審議の推移を見てみなければわからない、ということになると思います。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 詳しいご答弁をいただきました。寄附については、今いろいろ流れをご説明いただきまして、非常に、個人的な感想ですと、活用してもらえんだなという印象を受けました。

政府紙幣と無利子国債については、まだ検討以前の段階、研究段階にあるので、いたずらに心配するというか、気にする必要はないかとも思うんですけども、この辺の段階で、もし地方として、もうちょっとこういう施策の方が、景気浮揚には効果があると思いますよとか、そういうのが各自治体によってあるかと思うんで、そういうのをもっと政府に、そっちよりこっちの方が、多分効果があると思いますし、国民は必要としていると思いますよというふうに、伝えることができるんじゃないかなという思いがありまして、ちょっと触れておきました。市長は非常に情報発信力の強い方だと思いますので、いろいろ、これは希望ですけども、現状をとらえて、もっとこうしてくれやとか、ああしてくれやというのを伝えていただきたいなというふうに思い

ます。

次に情報について、パソコンのソフトについての負荷についてご答弁いただきました。やってみないとわからない。もちろん確かにそのとおりだと思います。最近の流れからしますと、最新版を入れてしまうと、ちょっと不具合が出やすいという傾向にありますので、最新版の1個手前のモデルぐらいが、ちょうどいろんな対策もとられて扱いやすい状況になっているかと思っておりますので、そういった観点も含めて、今後1人1台体制に対応していただきたいと思っております。そのソフトの扱い方について、恐らく各課によって使い方がいろいろ変わっているかと思うんですね。といいますのは、エクセルとかワードにしましても、何か表をつくるときに、AとBの表があって、計算式を入れているのがそれぞれあって、その計算式をリンクさせているとかいうケースが、多分、私は民間のときにそういうのをやったことがありますので、恐らく税金とか保険料で、市の方もいろんなシステムというかソフトを使っておられるかと思っておりますので、そういった点も含めて、やはりソフトが変わることによって影響が出るんじゃないかなと思っておりましたので、それを含めて今後の適切な運営を図っていただきたいと思っております。

E T Cは必要な車はついていてということでしたので、お金がかかることですので、必要のない車につけることはないと思っておりますので、引き続きその方針でお願いをいたします。

消防についてですが、指揮車についての改造のご説明をいただきまして、署としてはこれで判断したということでございました。消防については、なかなか業者自体がそんなにないですし、もともとつくるとするのは難しいと思っておりますので、

それでいかにその車を活用するかというのが、今後の目的になるかと思っておりますので、その点で適切な運用をしていただきたいと思っております。

新型インフルエンザにつきましては、署長からご答弁もいただきました。やはり、現場に出ていかれるということですので、業務の継続計画、もちろん重要になってきます。そのマニュアルも大事ですし、そのマニュアルについても、実際に起こってから機動的に内容なり運用の変更をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

防災無線につきましては、次回更新の折にどうかというご判断でした。お金もかかる話ですので、すぐにどうこうは難しいかとは思っております。ですので、今後携帯でのメール配信や、そのほか、携帯のサイトに防災の掲示板もあったかと思っておりますので、そういった活用も含めて、いろいろな検討をしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○野口博委員長 三宅委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。3時10分、再開させていただきます。

(午後2時40分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

続いて質問を受けます。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、質問をしていきたいと思っております。

午前中から定額給付金の件についていろいろ質問あったんですが、その質問には重複はいたしませんけれども、3月31日に郵送をして、4月28日までに個人口座への振り込みを行う手続で進んでいるということを伺ったんですが。今回

の定額給付金については、全額が国の補助金ということもありますけれども、その中に残業手当等含まれておりまして、市民がやっぱり気になるのは、3月31日に郵送されて、手元に届いて、その後、どういうところに申請書類を持っていくか、この体制が非常に気になるところでございまして、現在、本市といたしまして、まず申請書類が一般家庭に届いて、その書類を持ってどういう手続になるのか、そういう一連の流れについてお聞かせいただきたいなど。

加えてその部分でいけば、海外出張並びに長期出張等々されている方について、万が一それが郵送で届いて、窓口で本人確認申請をしなければならないとなると、遅滞されるのではないかなど。さらに4月28日までに口座振込ということも伺ったんですが、その部分での申請が27日申請やった場合とか、最悪の状況を考えてときに、その期限は切られているのかという部分ですね。全体的には半年以内にすべて定額給付金の処理は終わらすというのが、今回の国の基準で決まっているところでございまして、そういったイレギュラーな部分が生じた場合には、大きな問題になってくるやろうということで、やるならばそういった問題が起こらないような万全な体制でやらなければならないという視点の中で、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、昨年度から総合計画の策定が予算化されて、それからこの、補正第4号におきましては、9ページに書いております債務負担行為で総合計画の策定事業が、もともと1,900万円計上されておって、その部分が今年度の補正第4号で債務負担行為の補正で1,911万円に補正されております。この債務負担行為を年度別に追いますと、総合計画

というのは3か年事業としてやられるということの中で、平成20年度においては、補正第4号の28ページで総合計画策定業務委託料において71万円減額をされ、その減額をされているのにもかかわらず、この4号補正において債務負担行為を増額補正されている、この理由についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。本来ならばもっと早い時期に、こういった部分は見積もりも出て、執行もされているというふうに思っておりました。それがなぜこの4号補正に上がってきているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

あわせてこの総合計画全般については、議案第1号においては、予算については1,197万円ですね、平成21年度当初予算におきましては。そういったことの中で総合計画の策定委託料が含まれておりまして。その平成20年度から総合計画を委託している部分の中で、一体どういったコンセプトで委託をしているのかが気になります。本会議におきましては、この総合計画につきましては、一定一般市民の募集もし、審査会も設けていくということも伺っておりますが、我々議会に対する報告について、もともと平成20年度に委託するならば、基本コンセプトというか、委託するときはどういった方針でされているのか。もともと本会議におきましては、人口動態が、これからの人口減少時代、その世界の人口はどんどんふえてくる状況でございまして、国内におきましては相当人口が減少していくと。そういった人口動態はこれから調査資料の中で反映はされると思っておりますが、まずもって平成20年度における委託した内容ですね、どういった委託状況であったのか。

この債務負担行為についてでございま

すけれども、議案第1号におきます債務負担行為、ずっと222ページから229ページまで、これまで債務負担行為を行ってきた部分と、21年度支出予定額を調書の中で記載されております。大変気になるのが、この債務負担行為は技術的に地方財政法の中で認められている部分でございますけれども、実際にあけてみますと、債務負担行為で今年度まで110億4,145万4,000円、これを全部足していってみました。そしたらそういう結果になるんですけど。あと、一般財源で支出予定をしなければならぬ額が56億2,180万円残っております。この総額については、それぞれ財政指標もありますので、物申しませんが、ただこの中で見てみますと、224ページから225ページに記載されております、府営まちづくり水路整備事業を例えてみますと、平成17年度から平成36年度まで、それから平成18年度から平成37年度まで、こういった債務負担行為が記載されているわけですね。この債務負担行為でやるということは、保証の部分がありまして、毎年度幾らかの、もともと契約をやって、毎年度これだけ支出をしていくという契約条項になっていると思うんですけど。こういった部分でいけば、発注したところの事業者、もしくは業者があって初めてこの債務負担行為が成り立ってきて、毎年度予算化をして支出をやっていく。こんなに長期間でやった場合に、こういった不安定な経済情勢の中で、いかがなものかなというふうに疑問があります。その点について、ご答弁をいただきたいというふうに思っております。

それから、議案第10号の補正第4号で、23ページで退職手当が5,447万2,000円計上されております。こ

れももう何回となく聞いておまして、非常に退職者数がふえてきているという部分の中で、人員に対しての構造が、まさに空洞化現象になってきているというふうに思っております。ここで聞きしたいのが、退職者の総人数と、それから定年退職者数、自己都合退職者という部分について、お聞かせいただきたいなと。もう一方では、この退職手当につきましては、補正ではこれ一般財源で5,447万2,000円入れておりますが、今年度の平成21年度予算におきましては、退職手当債が起債を起こせるようになってきております。この限度額というのが、どこでどういうふうに決まってきたのかということも、お聞かせいただきたいなというふうに思います。といいますのも平成18年度の退職手当額、並びに平成19年度の退職手当額、毎年度8億円から9億円になってきておりますし、今年度になると10億円を超えているというふうな中で、退職債が認められるようになってきていると思いますけれども、その限度額を含めて。それと退職者の21年度以降の見込みですね。一方では先日、雇用対策もありまして、平成21年度の職員の採用の前倒し、10名の前倒しをやられて、全国でも5大新聞にも載りまして、最終的には九百九十数名の方が試験を受けられた、まさに先取りをした人事戦略ではなかったかなということで、私は評価しておきたいなというふうに思っておりますし、改めて退職者の今後の推移とその採用計画を含めて、お願いしたいというふうに思います。

それと、総務防災の関係で、予算概要の18ページで、庁舎管理事業の関係が出てるんですけども、相矛盾するかもわかりませんが、これは庁舎の清掃管理業務委託料で、ちょっと質問をしていき

たいと思うんですが、庁舎管理業務の委託料が1,700万円と、毎年毎年こういった部分ではふえてきているように思います。参考までに消防の方が400万円ぐらい計上しております、消防には別に答弁を求めませんけれども、建屋管理の方での1,700万円で、ここでやっぱり気になるのが、第三セクターであるシルバー人材センターでございますから、行政として雇用していく、事業を拡大していくという目的は理解いたしますが、そういった面では、こういった清掃業務について、我々のチェック機能といたしましては、こういった契約内容になっているのかというのを、お聞かせいただきたいというように思っています。中身につきましては工数管理で契約しているのか、もしくは平米単位で契約しているのか、あわせてそれだったら単価的には幾らぐらいで契約がなされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、庁舎の光熱水費で4,780万円が計上されております。もう結論から申し上げますと、やっぱり地球温暖化でありますし、ヒートアイランド対策について、先日、代表質問の中でも太陽光発電がいかげなもんかということをお聞きさせていただきました。まさにコスト計算をしながら取り組むのも、行政としての大きな使命でございますが、もう一方では行政の使命として、そういった地球規模にかかわる問題に対して、まず率先垂範して行うべき問題もあるやろうというようなことから、こういった太陽光発電の導入の考え方について、いかげなもんかなというように思っております。いずれにせよ、こういった省エネ、省資源対策をやるのに意識改革だけでは本当に進まないと思っております、先ほどの管理システムのプラン・ドゥ・チェッ

ク・アクションを引用するならば、アクション、まさに再発防止でございます、省エネ、省資源活動は、そういった取り組みがまず欠かせない問題だというふうに思っております。その中で、こういったハード面で、こういったエコ活動ということの取り組み、今年度はどういうふうに考えられているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、消防関係についてでございますが、消防関係で緊急消防援助隊の設備で2,300万円が補助金としておられてきておまして、まさに予算書を見ますと歳出で消防自動車のぎ装工事で6,131万2,000円、それから備品購入費で車両が、これは2台分4,833万2,000円。素人考えで申しわけないですが、非常に高いかと、率直な意見で。必要なものは必要なんですが、こういったところで見積もりを行っていくのか、それからこういった価格について、適正価格だというふうに、そういうふうな妥当な部分をどう判断していくのか、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

それと、選挙管理委員会事務局で、予算書に載ってましたんで、衆議院議員選挙で国からの補助金、それから市議会議員一般選挙で市の持ち出しと、そういった財源内訳はいいんですが、衆議院になりますと9月10日で任期満了でございます。我々が承知しているのは、その9月任期満了日で、満了日まで行った場合には、それから30日前に選挙をしてもええという認識を持っております。9月10日ですね、9月10日。万が一9月9日、もしくは8日か1か月前解散か、この辺はちょっと教えてほしいんですが、仮に解散になった場合には40日以内に選挙をしなければならないと。一方では

市議会議員は9月29日が任期満了でございます。これからの手続といたしましては、選挙管理委員会を開催し、摂津市の選挙投票日、執行日を決定していくわけですが、その経過の中で8月ぐらいには説明会があるやろうと。衆議院選挙が8月末から9月の初めぐらいに、万が一総選挙の公示がされる予定が組まれたときに、8月当初の説明会が変更されるのかというような、一連の流れが非常に気になりまして、質問させていただいているんですが。そういうときにおきますと、先ほどの質問の中で、市議会議員一般選挙と衆議院選挙で、人、金がある程度重複している部分の中で削減もでき、市民にも納得性があるやろうと。そういった面で、どの範囲までのキャパで物事を考えていったらいいのか、教えていただきたいと思っております。

それと、人事課で73ページの職員厚生会の補助金が1,527万2,000円と、平成20年度当初予算から相当引き上げられております。これは大阪府市町村職員互助会が解散をされ、この平成21年度から摂津市の厚生会独自でやらなければならないから、こういった予算措置になっているというように思っているんですが。1つは大阪府市町村職員互助会が解散をされて、清算事業をいつまでなされるのか。万が一その清算事業がなされる期間中に、互助会でいろいろとお世話になっている部分が生じてくると思うんですね、職員の中で。それで、互助会がなくなって、厚生会に移行できない内容等々について、ご説明いただきたいなというふうに思っております。一方では厚生会の負担額が、それぞれ使用者、いわゆる行政側2分の1、それから職員2分の1という配分になっているんですが、その事業自体もふえてきているのか

ということについても、お聞かせいただきたいなと。互助会が解散し、その職員に不利益が起こってはならないということも、我々思っておりますので、その点については福利厚生活動というのは充実しておかなければならない、こういった視点でお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、補正の32ページで、財政調整基金に3億8,588万6,000円積立てをなされております。まず、補正4号時点における主要基金残高ですね、それを教えていただきたいなというふうに思っております。

それから、補正第4号の20ページで、預金利子が450万円計上されております。これは平成21年度の当初予算にも絡んできますけれども、行政の年度というのは4月1日から3月31日で、会計年度が発生しているわけですが、やっぱり気になるのは一時借入金、これは決算で言わなければならない部分であって、ただ予算書では一時借入金50億円借り入れ、最高額が50億円ということ、第4条の中で明記をされておりますが、やはり年度当初というのは非常にやりくりが大変だなと。その変化が結果的に補正4号の中で預金利子が450万円の補正になったり、いろんなことをしているわけですが、当初のやっぱり4月、5月、6月のやりくりの分ですね。いろいろと起債もするし、それから基金の繰り入れもありますし、そういったタイミングをみた中での当初、4月、5月、6月ぐらいのやりくりも含めて、指名してでもいいんですが、担当課の方で答えいただきたいなというふうに思っております。

それと、補正4号で26ページで、土地開発公社補給金が1億333万4,000円、土地開発公社へ繰り入れがなさ

れております。これは説明によると鳥飼の区画整理のところの、土地開発公社が抱えていた土地が、ようやく売却できたということで、野々の方ですね。その、もう一度もともと購入したときの価格、平米数、それから今の公示価格での売却した部分と、この1億円繰り入れたその経過について、お聞かせいただけたらというふうに思っております。

○野口博委員長 北野参事。

○北野政策推進課参事 それでは、私の方から定額給付金に関するご質問にお答えします。

まず事務の流れでございますが、3月31日で郵送、発送いたしまして、4月6日に受け付け開始ということで、それまでに市民の皆様方に申請書が送付されるという予定でございます。申請方式でございますが、郵送方式と窓口方式、この2つの方式を考えております。我々の見込みでは、おおよそ8割の方が郵送方式で申請いただけるのではないかと見込んでおります。なお、窓口も受け付け当初は混雑いたしますので、市民の皆様には、なるべく郵送での申請をとということで、ご理解いただくようなチラシも同封したいと考えております。申請書に添付します書類でございますが、郵送しました申請書には返信用の封筒も入れておまして、申請書と本人確認の書類でございますね、免許証でございますとか、保険証の写し、それと振込口座のわかる預金通帳、あるいはキャッシュカードの写しを添付いただいて、返送いただくという形になります。窓口でも同様の書類を提示いただき、本人確認し、申請書を受け付けてまいります。その後、不備の書類がなければ、その日に守秘義務契約を結んだ上で、データパンチの専門業者に申請書類を出しまして、速やかにデー

タパンチをいただいて、今の予定でございますが、先ほど私、答弁させていただきました4月28日に第1回振り込みを行うということでございますが、今の行程では4月16日までにデータを受け付けた者について、振り込み情報をつくりまして、銀行に転送するのは4営業日前とかいうお約束事がございますので、そういう形でデータをできるだけたくさんつくるようにいたしまして、振り込むという形になろうかなと考えております。

あと、おっしゃってました海外出張される場合であるとか、申請書が返送されてきた場合についてでございますが、単身以外で出張される場合は、代理申請、代理受給というのは可能でございます。その場合、委任状までは入れないんですが、様式に委任者を記名し、押印する項目をつくっておりますので、それをご利用いただきまして、例えば配偶者の方が代理申請を行うということも可能でございます。いろいろお問い合わせがある中で、どうしても摂津市の住民票のところに戻ってこれないというような状況にある方については、我々としては、本人確認書類をいただいた上で、申請書を転送したいと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 それでは、総合計画に係ります3点のご質問に、お答えいたします。

まず、第1点の債務負担行為に係ることでございます。こちらにつきましては、昨年6月25日に契約を交わしております。総額2,940万円、税抜き2,800万円の税が140万円の2,940万円の契約を交わしております。それで、当初平成20年度当初予算には、いわゆる歳出予算として1,100万円の予算を計上していただき、債務負担行為とい

たしまして、そのときは年割りはわかりませんでしたので、21年度から22年度の債務負担行為として1,900万円のご設定をいただいたところでございます。委員ご指摘のとおり、これは6月25日に2,940万円ということで、一応その段階でとりあえずの年割額といえますか、これ継続費ではございませんけれども、予定としまして1,029万円という業務量が出てまいりました。それで、本来であれば委員ご指摘のとおり、直近の議会ですね、去年でいいましたら10月議会になろうかと思えますけれども、その段階で債務負担行為、いわゆる後年度負担の11万円の増額ということをご提案申し上げることが大原則であるということは、重々承知はいたしております。しかしながら、今年度から3年間かけて新しい総合計画を策定するに当たりましては、いろいろな新しい手法というものを取り入れております。例えば、このまちづくり市民会議もそうですし、これは市民の参画という視点からですけれども。それから、またまちづくり市民意識調査ですね、これにつきましても平成5年当時は基本的な、いわゆる施策に対するアンケート調査ではなくて、あくまでもその方の摂津市に対するイメージであるとか、そういうふうなことだけを聞いておりましたけれども、今回は平成14年、17年に市民意向調査で、いわゆる施策に対してどう評価してますかというふうなこともあわせて聞いたりしております。また、あわせて、まだこれも結果も出ておりませんが、人口異動に関する調査ということで、先ほどのまちづくり市民意識調査につきましては5,000世帯に対して送ったわけですが、こちらの人口異動につきましては、転入されてくる方1,700世帯、

それから転出される方1,700世帯、これはまた後で申し上げますけれども、直近からずっとさかのぼりまして、なぜ摂津市に来られたんですか、なぜ摂津市から出られるんですかなどの設問も含めて、こういうふうな取り組みもやっております。

したがいまして、例えばもう一つ、まだこの4月から立ち上げ予定のまちづくり市民会議に向けての、市民活動団体のインタビューということで、自主的な活動、いわゆるやらされているのではなくて、みずから主体的に活動されている団体へのインタビューをして、市民会議のメンバーさん、ちょっとこれ言葉はどうかとは思いますが、そういう人材の掘り起こしなども含めて、できれば何とか職員手づくりでいきたいと。それに対して支援を、コンサルタントのようにいただきたいということで進めている中で、去年の段階ではなかなかまだ額が、本当にこれでいけるのかどうか、スケジュールがそれでいけるのかどうかというのが、非常に不安な状況で、不安定要素が非常にあったと考えております。それから、何度もコンサルタントとも協議を重ねながら、この1月ごろにようやく、この額で何とかいけるだろうということで、もしかしたらこの契約当初は、この1,029万円が、例えば業務量が800万円になると、また後年度の債務負担行為を変更しなければならないとか、そういうことも考慮いたしました。その結果、不用額で落とすこの時期、71万円落とすわけですが、この時期に確定をもって、債務負担行為の変更をお願いをしたということでございます。

それと、2点目の業務委託に係る基本コンセプトは何かというご質問であったかと思えますけれども、基本的には職員

みずからによる計画策定ということ、当初目指しております。ですから、コンサルタントにはあくまでも専門的知識ですね、我々いろいろ人口推計でありますとか、いろんな土地利用調査にしましても専門知識、それは勉強すれば身につくやないかという話もあるんですけども、この期間内にきっちりと基礎調査資料をまとめるということについては、やはり非常に弱い部分がございます。したがって、基本的にはやはり職員による手づくりといいますか、書き込んでやっていこうということには変わりないんですけども、その中で、コンサルタントさんに専門的な部分を支援いただくと。

大きくは3点なんですけれども、まず単に総合計画をつくるということ。これは目標ではあるんですけども、単にその計画をつくるということだけではなく、その策定過程を通しまして、市役所経営のあり方をちょっと変革させたい。どういう意味かといいますと、今までの市役所というのは、これは耳の痛い話でよく言われることなんですけども、なかなか市民の参画がないやないかとか、市民の意見というのがどう取り入れられているのかよくわからないと、こういうことを言われてまいりました。ですから、この辺を変革することにより、いわゆる市民目線、市民参画、これを重点的に置きたいということでございます。

それから、2点目として、よりよい計画を策定するというのも、これは大事なことなんですけれども、その結果として、その計画をしっかりと実行できる組織とするということ。これをコンセプトに置いております。これは実際にどういうふうなことを指しているかといいますと、実務担当者会議というのを今回新たに立ち上げました。これは若手による会

議でございます、現在、第6回をやっております。これらは、これからの摂津市の10年後、15年後の市政を担う人材でございます。この人材育成も含めて、若手の育成ということも含めて、職員参画、ここをきっちりとやっていただけるということ。これが2つ目でございます。

それから3つ目でございますが、過去から蓄積された、いわゆる摂津市、こういう山も谷も、川はありますけれども、何もない地形でございますけれども、やはり過去から蓄積されたいろんな市役所内部の資源、これは人を含めての資源でございますけれども、これらの資源。それから市内の、いわゆる民間がお持ちである資源、それから自然の資源、いろんな資源がありますが、これを有効に活用して推進していくという、そのような観点を打ち出した上で、業者にこういうコンセプトで支援をいただきたいということで、お願いしたものでございます。この3点目のことは、いわゆる地域、市民との協働によるまちづくりにつながるものと考えておるところでございます。

それから、3点目の平成20年度ですね、こちらの何をやってきたかということ。これはまことに報告の方が、協議会を開いて報告をしたいと申し上げていたものが非常におくれて、まことに申しわけないと思っておるところでございますが、まず一番初めに、摂津市のまちづくりに関する市民意識調査、これは先ほども申し上げましたけれども、これにつきましては昨年8月4日から8月25日にかけて、摂津市に1年以上在住の18歳以上の市民の皆さん5,000人を無作為抽出いたしました。それでもって実際に回収されたもの、届かなかったものは除いてますけれども、実際に回収された枚数が2,182通。回収率にいた

しまして44.8%でございます。前回平成5年のときが約54%ぐらいでしたか、50%は超えておりましたが、前は先ほども申し上げましたとおり、非常に簡単などいいますか、基本的な設問だけで、施策に対する評価を問うものではございませんでしたから、今回の44.8%というのは相当高いものではないかというふうに考えております。

もう一つは、先ほど言いました摂津市の人口異動に関するアンケート調査。これは、なぜ摂津市に来られたんですか、なぜ摂津市から出られたんですかというふうなことをいろんな角度から、これもある程度膨大な設問数になっておりますけれども、これを送りました結果、転入者につきましては、これは1,700人、おのおの送ったんですけれども、転入者の皆さんにつきましては421通、回収率にして25.9%、転出者にいたしましたは377通、回収率にして26.4%というふうな結果となっております。これについての調査期間は、昨年9月20日過ぎから10月中旬までを期間として調査をいたしました。

それから、摂津市のまちづくりについての意見募集ということで、各公共施設に、まちづくりに対する自由意見を求めるということで、意見募集をいたしております。さらに市民活動団体インタビューということで、先ほど申し上げました、まちづくり市民会議に参画いただける方などの発掘を目指して、合計6団体の方にアンケート、いわゆる今後の摂津市はどのようなふうなまちづくりをしたらいいとか、そういうふうなことについてご意見を伺っております。

それから、職員の参画という面につきましては、現総合計画の総括、これはまだこの間の代表質問にもございましたけ

れども、今、最終調整中でございます、これは総括シートというものをつくって、63施策について、もうしばらくお待ちいただいたら、ご提示できるものと考えております。

それから、その職員参画の中で研修会の実施、これも何度もやっております。実務担当者会議につきましては、現在6回、幹事会については1回やって、3月末に市長を委員長といたします総合計画策定委員会、これ庁内委員会でございませけれども、こちらでもって今年度の総括を、いったんいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課に関連いたしますご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、退職手当債と退職数、また今後の退職者見込み並びに採用見込みの件につきましてでございます。平成20年度の定年退職の方につきましては33名でございました。これは水道部の方も含んだ数字でございます。定年外に自己都合等でおやめになられる職員が、きょう時点で6名いらっしゃいます。お一人は既に退職しておられまして、退職手当を払わなくてもいい、数か月でちょっと個人の都合で退職をされました。提案説明の中に補正額については4名分ですというご説明をさせていただいたと思いますが、補正予算上程後、もうお一人退職願いが出てまいりまして、現時点で定年以外は6名でございます。

また、今後の定年退職の見込みでございますが、来年度平成21年度が50名、22年度が52名、23年度が23名、24年度が26名、25年度が24名となっております。

採用計画についてでございますが、第3次実施計画、集中改革プランの最終年

度、来年度につきましては、アクションプランの記載どおり、事務職等については6割補充、現業職員については不補充の採用の予定で実施してまいりたいというふうに考えております。来年度、第4次実施計画が策定されます。その中で、平成22年度以後の職員採用について、詳細を検討することになっておりますが、本会議でもいろいろご答弁がありましたように、この経済危機を受けて、各事業をすべて棚卸しをしながら、実施計画をつくっていくというご答弁をさせていただいていると思います。我々人事課といたしましては、職員に関するところもすべて棚卸しをして、一から見直し、実施計画の中に反映をしていきたいというふうに考えております。なお、退職手当債の限度額につきましては、財政担当の方からご答弁をさせていただきます。

続きまして、互助会解散後の厚生会との関係についてのご質問でございますが、3月7日、土曜日、午前中にシティプラザ大阪で、大阪府市町村職員互助会の総会がございました。この中の案件の1つに、解散に関する案件がございました。反対16名、賛成、委任状も含めてでございますが4万9,718名ということで、解散の案が可決された次第でございます。清算の時期でございますが、その総会でのご説明で、来年度から2年間をかけて、清算事務をしていきたいというふうに、互助会の事務方から説明がされました。

続きまして、厚生会との関係でございますが、互助会解散の方向が決まっておりますので、平成21年度当初予算におきまして、互助会の市の持ち分として、互助会相当に当たる分を、職員厚生会補助金に増額で計上させていただいております。あすも厚生会の役員の方々に、来

年度についていろんなご検討をさせていただく予定になっておりますが、市の負担金といたしまして、今年度までお一人月額500円で予算計上をさせていただいております。当初、互助会がなくなる際に、大阪府下すべての団体が、できれば共済サービスというサービスを受けられないかという検討が出されました。そちらの方の会費が1人2,000円という案が出されました。ですから、今回、当初予算に計上させていただいておりますのは、職員一人当たり月額1,500円ということで計上させていただいております。

続きまして、互助会がなくなる際に、厚生会なりほかの団体に引き継げない事業というご質問でございますが、互助会以外にも共済組合、健康保険組合という団体がございます。互助会の説明では、まだ詳細は決まっておりますが、幾つかは共済組合なり健康保険組合の方に、その事業を引き継ぎたいと。特に健康増進に当たる事業については、なるべく引き継ぐようにしたいというふうに聞いております。その回答から申しますと、互助会の中で育児支援給付金、お子さんが小学校なり中学校に入られたときであるとか、次世代の支援金、お子さん、扶養家族の方が18歳に達したときとか、リフレッシュ支援金といたしまして、我々職員が10年、20年等を迎えたときに、若干の給付金がございます。このように、個人に係る給付金につきましては、互助会の方も、先ほど申しました共済会なり健康保険組合の方に、引き継げないのではないかというような見込みでございます。個人給付につきましては、昨今、訴訟等の事案もございます。厚生会の中で今後検討していただくんですが、厚生会のメンバーは理事者側半数、組合

半数ということで運営をしております。この中でいろいろ協議をして決めていくことになると思いますが、現時点、個人給付につきましては、我々としてはなるべく継続できないというような考え方で、組合役員の方とお話しをしているという状況でございます。

職員の会費でございますが、先ほど申しましたように、市側といたしまして1人1,500円分を計上しております。折半ということになりますと、職員側も1,500円ということになるんですが、その辺はまだ、あす以降の協議も残っております。我々としては市側、職員側、月額1,000円前後でお話し合いをしたいということで、今現在、申し入れを行い、協議をしている最中でございます。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 財政課に係るご質問について、答弁申し上げます。

債務負担行為でございますけれども、長期間で債務負担行為をした場合、疑問があるというふうなお問いであったかと思いますが、歳入歳出予算に基づく予算執行につきましては、法律上の債務を負担する行為と、これに基づいて経費を支出するという2つの権限からなっております。債務負担行為の予算執行は、債務を負担する権限のみを内容といたしております。これに基づく経費支出が後年度に生ずるものでございまして、これを行うことができるという性質を持っております。それに加えて、一部法律で禁止はされておりますけれども、それ以外は特に制限なく、設定の範囲はすこぶる広いと言われております。このようなことから、これを無制限に認めますと、予算統制そのものが機能しなくなるというようなことございまして、債務負担行為につきましては、これを行うことがで

きる時効、期限、それと限度額を定めて予算書にして、調整して、議会に提出し、その議決を得るべきものとされております。

そこで、ご質問の予算書224ページの、府営まちづくり水路整備事業等長期の債務負担の件でございますけれども、これは神安土地改良区が、府の補助金を得まして、起債もいたしまして、水路整備をいたしております。その分で、各自治体はその事業費を負担するというようなことございまして、この債務負担行為期間につきましては、起債の借入れ期間というようなことになっております。このときに契約、負担金の覚書を交わしておりますので、こういう債務負担行為になっておるものでございます。確かにこの財源調達手段として、このような場合は別といたしますけれども、財源調達的手段として、長期に債務負担行為を設定するというにつきましては、運用によっては裏起債と呼ばれるような事例もあるようでございますけれども、財政といたしましては、債務負担行為につきましては予算査定の中で設定理由となる事業全体を査定し、予算統制に努めておるところでございます。それから、退職手当債でございますけれども、現行退職手当債は、今回、予算計上いたしております現行の退職手当債につきましては、普通会計が対象となっております。現行の部分につきましては、平成18年度に地方財政法に規定されました。内容といたしましては、団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、10年間の特例措置として、平成18年から27年度までの間でございますけれども、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債を、発行することができるということになってお

ります。

この退職手当債の発行可能額につきましては、総務省令で定めるところに算定した額の範囲内ということになっておりまして、この算定した額も規定されておりまして、当該年度に退職する職員、これは特別職を除く職員でございますけれども、の退職手当の合計額から、当該年度の前年度に職員に対して支払った給料の総額に100分の12を乗じたものを差し引いた額というようなことになってございまして、今回、予算計上させていただいております退職手当債につきましては、予算計上前の算定になりますので、額は予算額と異なっておりますけれども、平成20年度の給料総額が27億1,974万8,000円ということになっております。それと、21年度の退職手当の見込みでございますけれども、これは人事からいただいておりますけれども、12億6,000万円というようなことになってございまして、この12億6,000万円から、この給料総額に100分の12を掛けた3億2,636万9,000円を差し引きいたしますと、発行可能額として9億3,363万1,000円というような数字が出てまいります。これが発行可能額ということになるわけでございますけれども、実際に今回、予算計上させていただきましては5億円ということになってございまして、

この5億円の根拠ということになってございまして、この平成21年度予算編成に当たりまして、臨時財政対策債を発行いたしましても、なお財源不足が14億6,000万円ほど出ておりました。ここで9億3,000万円を充てることも可能なんでございますけれども、後年度に負担を先送りする赤字地方債につきましては、できるだけ抑制したいという

ようなことで考えまして、今後、補正対応いたしますコミュニティプラザの備品等も考えまして、基金の取り崩しは10億円以内、実際には9億6,000万円程度でございますけれども、その範囲内に抑えたいというようなことで考えまして、14億6,000万円から9億6,000万円を差し引きいたしまして、5億円の金額とさせていただいたものでございます。

それと、定員管理給与適正計画の関係で、この退職手当債を発行する場合に、もう一つ、許可を受ける場合に許可額というのがございまして、これは平成21年4月の職員数に21年の平均給与を掛けたものから、22年4月の職員数に22年の平均給与を掛けたものを差し引きしたものの、金額ですね、これに10年間程度の合計額ということになってございまして、この金額につきましてはかなり大きな額になりますので、十分許可の対象になってこようかと考えております。

最後に、基金の残額の状況でございますけれども、今回、第4回補正後の主要基金残高につきましては、財政調整基金が16億7,000万円、減債基金が10億9,100万円、公共施設整備基金が14億9,000万円ということになってございまして、合計いたしまして42億5,100万円の残高となっております。今回、平成21年当初予算におきまして、財政調整基金より3億2,588万6,000円、公共施設整備基金より6億4,200万円を繰り入れして予算組みをいたしておりますので、当初予算後の残高につきましては、財政調整基金13億4,700万円、減債基金10億9,300万円、公共施設整備基金8億5,100万円、合計32億9,100万円となっております。

○野口博委員長 小寺管理者。

○小寺会計管理者 予算のお金のやりくりをどうしているんだというお尋ねに対しまして、いささか思いを込めてお答えをさせていただきたいと思えます。

私が会計室に参りましたのは2年前でございましたけれども、一番ショックを受けましたのは、予算と現金の流れのギャップでございます。例えば、平成21年度予算、今審議をお願いをしているわけですが、約313億円、これが成立いたしましたして、例えば4月1日に役所へ来て、会計室の大金庫をあけると。そこはからっぽでございます。現金はございません。この313億円というのは、1年間かけて入ってくるお金で、1年間かけて支出をして、それが一致するのが決算ということになるわけですね。

その流れから言いますと、現金の流れから説明いたしますと、まず今年3月は、年度最終の月でございますから、支払い期限、それから市債の償還月に当たっております、35億円という多額の償還がございます。4月と5月はご承知のとおり出納閉鎖期間でございますので、2か年度分の支出がある。4月につきましては、先ほどご指摘の退職手当が約10億円ぐらい出ます。ということで、3、4、5月というのはほとんど現金がないわけです。5月末から6月、7月になりますと、これは市税が入ってまいりますので、非常に手持ち資金が豊かになる。6、7、8はるんるん気分で行けると、こういうことになります。9月になりますと、市債の償還月で約30億円ぐらいの支払いがあるので、そのときには30億円の手当てをしなければならない。10月から2月までは比較的平坦な流れと、こういう繰り返しでございます。

そこで、3、4、5月の現金がない時

期にどうするかというのが、先ほどおっしゃった一時借入金によって、不足金を手当てするということになります。この手当ての仕方といたしましては、夕張市の場合は市中金融機関から借金を重ねましたので、雪だるま式に借金がふえて破綻すると、こういうことでございましたけれども、摂津市の場合は幸い基金という手持ち資金がございますので、手持ち資金の有効活用という観点から、繰り替え運用という制度を活用いたしまして不足金を補っていると、こういうことになりますので、これを繰り返す限り、1円の借金も生じないという、非常に好循環となります。それが6月になりますと、もう借金も返しまして余剰資金が生じますので、今度は積極的な運用を図ることになります。摂津市の場合は、もっぱら定期預金に努めておりまして、定期預金でできるだけ利息を稼ぐというのが、これは会計室の腕の見せどころでございます。

先ほどご指摘のありました補正第4号の20ページで、補正前の額270万円、補正額450万円と申しますのは、この余剰資金の活用した利息、当初270万円程度の利息を稼げるというふうに見込んでいたのが、450万円多く稼げて、結果的には720万円運用上利息が稼げたという意味でございます。そしたら、一時借入金の方はどうだということになるのですが、一時借入金につきましては、同じ補正第4号の74ページに、公債費の利子というところで、説明の欄、一時借入金、利子償還金、三角の213万6,000円というふうに記載がございます。ですから、一時借入金の利子としては、当初より213万6,000円利子が減少したということになります。したがって、先ほどの450万円の補正は、

450万円余計に稼げた、こちらの一時借入金利子は213万9,000円少なくなくて済んだと、こういうことをあらわしているわけでございます。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 庁舎管理の方の清掃の委託についてというお問い合わせでございます。

委員ご指摘のように、シルバー人材センターに清掃の委託をしております。清掃の委託の根拠でございますが、本市の庁舎、消防、水道を除きますけれども、おおむね八千数百平米でございます。おおむねこれについて面積に対して、約1,000平米に対して1人というふうな、各階に1人というようなことも言えるかと思えますけれども、大体その程度の人員配置となっております。ただし、これはフルに配置しているわけではございませんで、朝7時から11時半までを9名のシルバーの方、11時半から5時まで3名、また5時半から8時まで、夜間のごみの収集等、これに3名というふうにしております。これは以前は7時から17時、9名フル体制ということにしておりましたが、財政事情の逼迫等がございましたし、またシルバーの方にも相当ご無理を言いまして、減らしていただいたということでございます。

シルバーの方の単価ですけども、これは今年度は755円程度、昼間ですけども、早朝、夜間はちょっと高うございますが。実は去年の10月に改定されました大阪府の最低賃金が748円ということでございますので、非常に低価格で、低価格と言うたらいけないですね、そういう金額でご辛抱いただいているかと思えます。そういったことで、個々の人件費を積算いたしまして、それに対して大体年間245日分、あと休みの日にワッ

クスがけ等をしていただくのが年に24回ございます、分けてやっております、年に24回ございます。こういったものをあわせまして、人件費として1,500万円程度。あとシルバーの事務費、また材料費等が加わりまして1,700万円ということになっております。シルバーについては、我々も非常によくやっていたいているなと思っておりますし、またシルバー側からにとりましても、高齢者の雇用ということで、非常に大きなウエートを占めておりますので、今後とも継続をしていきたいと考えております。

続きまして、太陽光発電というか省エネの件でございます。クールビズ等取り組んでおりまして、効果は確かに上がっておると思うんですけども、委員ご指摘のとおり、やはり意識改革だけではなかなか難しい、劇的な改善効果がないというの、やはり事実なのかなと思えます。電気代の推移を見ておりましたが、電気代自体が大分下がってきておりますので、約10年前に比べたら1,000万円程度の削減にはなっておりますが、電気電力使用量に関して申し上げますと、やはり一番厳しいとき、財政事情の厳しいとき、我々もやかましく削減しなさい、しなさいということを言います。電気を消しなさい、エアコンについてもということ言ってたときに比べて、若干ふえてまいっておりますけど、でもやっぱり平成8年、9年当時に比べましたら、5%か6%程度は削減をされております。ただ、そういういまでも意識効果だけで無理ということもあります。総務防災課としましては、数年前からエアコンの電子部品の交換でありますとか、古くなったエアコンについては取りかえたりということをしております。これによって省エネ機器への導入も考え、少しずつですけ

れども進めております。また、本年度につきましても、本会議でもご答弁いたしましたように、電力のデマンドコントローラー、最大消費量をカットできるコントローラーがございます。これを導入いたしまして、また電力の消費を下げたいと考えております。

ただ、我々これはどうしても経費面からということが非常に大きい動機になってやっておりますけれども、委員ご指摘のとおり地球温暖化の問題等もございますので、今後、あまり今まで環境部局との協議ということも、それほど十分にできてないところもあるかと思っておりますので、環境部局の考え方、またそれによる新エネルギーですね、ご指摘の太陽光発電等についても考えていきたい。また、確かに経費面じゃなくて、市民啓発という意味、市役所が率先しなくてはいけないというのは、十分ご指摘のとおりかと思っておりますので、そういったことについても今後検討し、またできることはやっていきたいと考えております。

それともう一つ、土地開発公社の件でございます。この補正第4号において1億333万4,000円の補正をお願いしておりますが、これにつきましては鳥飼野々3丁目にごさいました、元区画整理事業の代替地として、平成元年3月31日に市が購入しました土地でございます。約100坪の土地でございますが。購入原価が1億1,411万円でございます。当時の単価といたしまして、約31万円、平米当たりの単価で購入しております。これが平成元年3月で、約20年間の利息等が積み重なりまして、簿価にいたしますと1億7,933万円程度になっております。長い間、もう未利用地として放置、放置とは言いません、下水の資材置き場等で使っておりましたが、

これを近隣のところから譲ってほしいというお申し出がございましたので、売却いたしました。昨年5月27日に売却いたしておりますが、7,600万円です。この時点での鑑定価格、この土地の鑑定価格につきましては、約5,000万円です。1平米当たり13万7,000円ということでございますから、元年に買ったときは31万2,000円で、売るときになって13万7,000円ということでした。

ただ、買い取りを申し出いただいた方との交渉の中で、我々もあんまり鑑定価格だけで売るのはなかなかしんどいということで、大分お願いをいたしまして、鑑定価格の約1.5倍で購入いただくことになっております。これが7,600万円という金額になったということでございます。今回、補正をお願いしておりますのは、この簿価、1億7,933万円から売却の7,600万円を差し引いた額について、補給を、公社に対して市の方から補給していただくということにいたしましたのでございます。市がこの補給をするというのは、本来の当初の公社が購入したときのお約束として、市が本来買い戻すということでございましたので、その差額について市が補給をしたということになるかと思っております。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 私の方から、選挙管理委員会に係りますご質問に、ご答弁させていただきます。

市議会議員の通常選挙につきましては、通常の例でいきますと5月の定例の委員会で日程を決めていただいていることになっております。立候補の予定者の説明会については、通常、私どもがちょっとはっきり何日とは言えないんですけども、通常8月の初旬ごろになるのかなと

は思っておるんですけれども、あと選挙期日につきましては、任期満了日前30日以内であることから、8月30日から9月27日の間の日曜日に決定していただくこととなります。

それと、あと衆議院につきましては、通常、国会が開催されていなければ、閉会中である場合でしたら、9月10日が任期満了日になっておりますので、それ以前、30日以内という形になっております。ということになりますと、8月16日の日曜日から9月6日の間の日曜日の間で、衆議院の総選挙が執行されるという形になろうかと考えております。この場合でしたら、8月30日と9月6日が同日選挙になる可能性、できるという日になろうかと考えておりますが、その選挙管理委員会の5月の決定の日と、この日がずれておりましたも、かなり同日選挙にいたしますと費用効果が大きいということになりますので、事務局といたしましては、この辺、できるだけ同日選挙にしたいと考えておりますので、その辺は選挙管理委員会とご相談させていただいて、そのような方向でしたいと考えております。

それと、あともし国会が開催中でありましたら、これにつきまして解散という形になりますので、解散後40日以内ということになりますので、これにつきましてちょっと日程的に確定できないということがありますので、9月のその辺になりましたら、動向を見ながら、これにつきまして、やっぱり選管の委員会の皆様とご相談しながら決めていきたいと考えております。ただ、その辺、流動的になりますので、8月に行います立候補予定者の方の説明会のときに、もうちょっと詳しい話については説明させていただきたいと考えております。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 消防緊急援助隊絡みの車両更新ですけれども、水槽付ポンプ自動車とそれから救急車ということで、2台上げさせていただいております。このネーミングなんですけれども、災害対応特殊というのは、補助金の要綱の中のネーミングが、水槽付消防ポンプ自動車、救急車という前に災害対応という言葉がついている内容になっておりますので、そういう言葉を使わせていただいております。

それから、先ほど非常に高いということで、どういう契約かということで、見積りにつきましては水槽付消防ポンプ自動車につきましては、ぎ装メーカーも4社ほどありますけれども、3社の見積り。また、シャーシにつきましては、大型になりまして2社の見積り。また、救急車につきましては3社ありますけれども2社の見積りという中で、一番適切な価格の予算を計上させていただきました。

この価格の妥当性ということなんですけれども、内容をご説明させていただかないと、どういうぎ装になっておるかということで、このぎ装の部分ですけれども、六千何がしの金額が上がっておりますけれども、今回、ご存じのように水槽付消防ポンプ自動車におきましては、NOX・PM法によりまして更新をせざるを得ないという状況にある車両が1台あります。救急車につきましては、もう16万5,000キロ以上乗っておる車でして、これももう非常用という形で、それを残すという運用の考えた上で、16万キロ、17万キロ近くも来ておりますので、更新させていただきたいということでございます。これ両方とも消防緊急援助隊ということで登録をさせていただき、消火隊と救急隊ということで登録を

させていただいておる車両でございます。

それで、現有の水槽付消防ポンプ自動車から改良したぎ装を行いますので、この妥当性ということで、今の水槽車というのは2,000リットルの水を積んでおりますけれども、4,000リットルに倍に上げます。水槽及び配管を、これを全部ステンレス製にします。これは従来から言っております生活用水等にも緊急時、また災害時に使いたいというようなことで、そういう思いが入っております。それから、今のポンプは、更新します今現有のポンプは、ポンプの性能はA2級というポンプなんですけれども、これをA1級、さらにランクアップさせたポンプにぎ装を変えます。それから、特に特徴的なのは圧縮空気泡消火装置というのがあるんですけれども、キャフスと言っておりますけれども、これは消火薬剤とまぜて使うんですけれども、4,000リットルの水を消火剤で約6万8,000リットル、17分の1、逆に17倍の水で運用できるというようなことで、積載荷重が上がってきましたことによりまして、シャーシも8トンということで、従前より上がったということで、積み上げていきました結果、こういう金額になっております。

どういう評価をするかということなんですけれども、平成23年度に更新の水槽付消防ポンプ自動車ももう1台あるんですけれども、これの今現時点で同じランクの車で更新いたした場合に、この金額はどうかということで今確認しているのが、5,000万円ほどかかるということで、今言いましたようなポンプの性能アップとか、それから生活用水にも使いたいというような水槽の改造とか、それからキャフスをつけますということで、市民の皆さんに対する消防力の充実とい

うか、サービスというのは、もう格段に上がるんじゃないかなと、こういうふうの評価をしておるところであります。そういうことで、改造ぎ装面で非常に高くなっておりますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 申しわけございません。退職手当債につきまして、一部答弁が漏れておりました。

平成21年度以降の退職手当債についてということでしたので、現行法制における退職手当債につきましては、団塊世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するためということでございますので、先ほど人事課長からも報告がございましたけれども、平成23年には大量退職は収束するということございまして、平成23年以降の現行法制による退職手当債の発行は、現在のところ考えておりません。

それと、平成22年度の額ということでございますけれども、先ほど平成21年度の可能額、それから予算額について答弁させていただきましたけれども、平成22年度は退職者増ということでございまして、発行可能額については、平成21年度より増加するであろうと考えております。ただ、発行につきましては、平成21年度と同様、財政の財源不足の状況を見ながら、発行額を決定してまいりたいと考えております。よろしく願います。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、2回目の質問は絞って質問していきたいというふうに思っております。ただ、2点についてはちょっと広がりがある部分もありますから、ご理解お願いしたいなというふうに思っております。

定額給付金についてでございます。これはもう全国同じ期日でスタートをして、早いところ、遅いところ、いろんなところがありまして、もう早速振込額が違ったりとか、いろんなことも発生しております。先ほどの北野参事のご答弁を聞いておりますと、もうしっかりした体制でやられているというふうに私も理解いたしましたが、あらゆることを想定した中で、取り組んでいただきたいというふうに思っております。ご苦労ですが、よろしくお願いいたします。

それと、債務負担行為の関係で、政策推進課が所管する平成20年度の補正4号の債務負担行為で、6月25日に契約が行われて、結果的には71万円については補正で返してはありますが、先ほど課長の方から、いみじくも早目にするべきやったということは、私も同感でございます。それならばやっぱり10月議会、12月議会があった中で、こういった債務負担行為の補正はやるべきだということで、これについては政策推進課もそういうところは同感だというご答弁をいただきましたので、これ以上は言いません。この分につきましては。ただ、全体的にはやっぱり債務負担行為について、その財政から、今言われましたように、総額百十数億円、残りが56億円近くあるんですね。実際に債務負担行為の考え方というのは、またいろんな考え方がありますから、今、財政が行っている現時点での債務負担行為については、十分理解いたします。国の考え方とすれば、債務負担行為は期限を切って5年以内ということで、地方財政法による地方自治体では無期限ということもありますが、一方では、債務負担行為で行政が保証して、1つの契約を成り立たせて、予算執行できる当年度において支出額を定めていく

ということは理解できるんですが、実際に僕はこういった、例えば総計の関係でも、コンサルとの一貫性はあると思うんですが、その部分が設備関係になると、余りそういう債務負担行為で継続的な分はいかがなもんかなという、一方での考えも持っています。

といいますのも、その債務負担行為を総計だけ考えれば、平成20年度から平成22年度までの事業予算の中で、平成20年度に予算を支出する予算書をつくり、平成21年、平成22年で債務負担行為をやる。冒頭から、その業者は定められている。ただ、こういった経済不況の中で、どういう事業者がどうやって生き残っていくかというのは、まだ定かではなく、これからどうなっていくかわからないから、一括して継続性のあるそういう部分を、十分財政も考えていただいているのが、結果、こういった債務負担行為でなってますけども、そういうことを十分に今後留意していただくことを、要望しておきたいというふうに思っております。

考え方は十分理解しています。私の質問の仕方が悪いのかもわかりませんが、十分理解した上で、改めて、本来事業が単年度、単年度で切れるような、例えば清掃事業でも継続してやるような、作業の分については、神安土地改良区に対しての部分ですから、これは責任を持ってやっていただけたらいいところでございますけれども、そういった民間企業でそういうことをやらなければならない事業が発生したときには、十分精査をしていただきたいと、ご要望しておきたいというふうに思っております。

それと、総合計画についてでございますが、平成20年度やってきた部分は、僕は委託している委託業者に対する基本

コンセプトというのとはどういうことなのかなということであって、今、庁内で考えられている、職員の手づくりというの、これ同感でございます。ただ、平成4年にいろいろと総合計画を検討していったときには、大阪府から、摂津市では理事の立場で、総合計画の担当の方も来ていただきました。そういった中で全庁挙げて総合計画の審議会もやり、検討してきた過去の経緯がございまして、それで現在の総合計画ができてきたというふうに思っております。

この職員体制について、それも3月の本年度の予算を閉めるときに、先ほど言うてた総合計画策定委員会が設立されている部分の、その総括をやるわけですね、その平成20年度の。平成21年度以降の市民と、それから市役所並びに過去からの資源の有効利用というのは別問題としながら、人の関係で考えていく場合に、どうやってリンクしていくのかなということが、非常に難しくなってくるんじゃないかなと。委託をしているコンサルに対してね。だから、コンサルに対して、コンサルには、要はただ単なる世間情勢といろんな統計の関係で、データ集めをお願いする委託なのか。それとも全体のまちづくりで、本会議の代表質問でも私が言いましたように、例えばコンセプトはいろいろあると思いますね、子育てにしる、環境にしる。都市基盤にしたら西のまちづくり、東のまちづくり、それからこういったところのまちづくりというような部分の中でのコンセプトというのが、非常に必要になってくると思うんですね。その中に入れていただきたいというのは、まず摂津の市民憲章を、まずそれを我々の目指すべき姿ということも、そういったところに十分に浸透しているのかという部分が、多分まだできてない

ので、今後その部分はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それで、まちづくりについては、例えば昨日も深夜番組で、東京のまちづくりで大きな六本木ヒルズを象徴するように、これからのああいった都市圏においては、上層階を利用する部分と、あとは新宿に行ってる地下道で、地下化が進んでくるやろうというような、それがここ3年から5年でどんどん進んでくるというのが、一方ではきのう、あんまり遅いから言いませんけど、そういった番組がありました。どんどん加速する中で、これから摂津市のまちづくりというのは、鉄軌道から幹線道路、河川に寸断されて、非常にやりにくいまちづくりの中で、先人の思いをかけて今日までなってきた。これから10年先にどういったイメージになってくるのかという部分が、本会議のまくら言葉で言いましたら、鉄腕アトムから、それこそ1960年代、あのときには鉄腕アトムでいろいろな知能を有したものが育ってきた、この2000年というのはね。それで2000年の未来からいろんな物事が始まってくる、こういった時代が今度は急ピッチでくるん違うかなと。

そういったことを十分に踏まえた上で、余りにも出過ぎたことやったら、今度は実行計画を組んでいかなあかんで、今でこそPDCAの中のプランの段階であって、あと、ドゥ・チェック・アクションで再発防止もしていかなあかん。それを背伸びをし過ぎても、なかなか実効性を問われますから、我々議会としてでも、タイムリーにその報告をいただくことを、報告をいただくというか、協議会を持っていただきながら計画を組んでいただきたいなど。これは総合計画については、今、物を申しても次に進みませんので、この程度にとどめておきたいと思ひます。

要望としておきます。

それと、補正4号での退職手当の件でございますが、平成21年、22年で今の関係でいけば102名の方が定年退職をされると。現在、平成21年度末で、要は700名以下体制で人事の方は検討されておるんですが。僕はそれに対する6割補充もいいんですが、100名退職されて、平成22年になると100名、そのベテランの方々が100名いなくなってきたとき、40代、50代の将来の管理職候補というのが、非常に空洞化してくるやろうと。その部分では、それこそ人材育成という部分で、非常に取り組んでいただいているのとあわせて、ことしは前倒しの採用は、雇用目的もあれば、こういった退職補充の部分の目的もあったというふうに思っているんですけど。やっぱり、副市長、公室長を含めて人事サイドの中で、本当にその部分を真剣に考えていると思いますけど、より具体的に取り組んでいただくことを、お願いしておきたいなというふうに思っております。

その中で財政の関係でいけば、市債の関係でいろいろとお聞かせいただきたい部分があるんですが、許可期限については平成22年まででございますけど、先ほど言いましたように、平成21年度の当初予算で、5億円退職手当債を入れていくと。もともと限度額としては9億円でいける。結果的に基金の繰り入れを抑えていきたいという部分やったら、僕は逆に退職債をもっと発行してもよかったん違うかなというふうに、一方ではね、その基金の繰り入れを抑えていくなれば。先ほど聞いた基金残高が、平成20年度の補正4号での主要基金である財政調整基金と減債基金、公共施設整備基金、合計が42億5,100万円あったと。今

度21年度予算を組んだ段階で、3主要基金が32億9,000万円になっていると。昨年度までは、サブプライムローンやらリーマンブラザーズの、こういった世界不況になるまでは、もともとは予算を組み、決算の段階で余剰金をある程度基金に積み込めるといふ、ある程度の予想はできたんですけど。今のこの状況でいったときに、基金の32億円というのが、本当に来年度の末でどんだけ積み越しができるのかなと。そういった面では、そういった起債が認められるならば、もう少し発行できたらというふうに思うんですね。

実際に摂津市の財政状況を見たときに、これは市町村何でもランキングの平成19年度決算の部分ですけど、実際に個人市民税、市民一人当たりの税額というのは、大概のところはベスト10に入っているんですね、そういったもんです。公債費関係も入ってますけど、そういったちょっと財政状況を見たときに、私はこういった基金というのは、残せるときには残しとった方がいいのではないかなと。摂津市の財政構造から見たときに、法人市民税並びに今回、たばこ税、今回の条例に載っておりますけれども、流動的な税でもってふえてきたと。

実際に歳出というのは繰出金と今の公債費、それから扶助費がどんどん上がってくる中で、将来を考えたときに非常に不安要素が強いんですよ。その中で平成17年度に摂津市が、市税収入が一番落ち込んだときに173億円の市税収入で予算をスタートいたしました。実際にそのときの繰り入れ金額が34億円、それから市債で25億円発行したわけです。それで、トータル予算324億円で行い、その2つの合計で59億円でもって予算が組めたと、こういう時代があったんで

すね。今はたばこ税もある、それから法人市民税等々があるから、そういうことになると思うんですが。財政も相当精査はしたというふうには思っております。

これまで、ここまで持ちこたえたのは、本当に知恵を出していただいたから、本来ならば18、19、20、21年度で、そこらでもう一たんは、それこそ赤字再建団体になる可能性があったけども、ここまで持ちこたえていただいた要素は、いろんな要因もありますけど、財政のやっぱりそういった知恵と職員の努力ということは評価しますが、だから今後の財政運営についての、一方での考え方について、改めてお聞かせいただけませんか。非常に市民一人当たりについては、本当に見たら裕福なんですね。これを見ていいたら、全部上位クラスに、全部マーカーペンが入ってきます。その部分で、悪い部分もよくわかりますけども、ちょっと財政としての考え方について、お聞かせいただきたいというふうに思っています。副市長からのご答弁でも結構でございますので。

それから、消防については、こういった特殊車両であるし、特殊ぎ装だから、我々が高い、安いという部分でもないと思いますけど、それこそやっぱり消防というのは、そういった車両並びにリストを準備していただいて、いざとなったときに対応していただく。使わなかった方が、それにこしたことはないという基本的な考えであります。災害の関係でいけば、消防並びに総務防災がこれまで言うてきたのが、一方では、今回の車両についてはNOX対応でございますが、耐震防火水槽というのが阪神・淡路大震災以降、1回ぐらい耐震防火水槽を設置した記憶があるんですが、予算計上してね。それ以降、一切耐震防火水槽というのを

予算計上してきてないと。防災の考え方の中で、もともとそういう消防資機材の中で耐震防火水槽は必要だということの中で、青写真を組んでいたんですが、消防として、現在の耐震防火水槽に対する考え方について、いかがなされているのか聞きたいというふうに思います。

それと、総務防災の方で、消防にひっかけてではないんですが、やっぱり防災活動で自主防災組織が、各小学校区に配置をされました。それぞれ小学校に防災資機材等も設置をされております。各地区における温度差もあるんですが、一方ではそういった耐震防火水槽関係についてでも、消防からお答えいただきますが、総務防災として、今の自主防災訓練のあり方について、1点、本会議で総務部長からご答弁いただいたんですが、たまたま先日、輪島市に行ってみまして、平成19年3月25日に能登半島の地震がありまして、そのときの地震前の訓練と地震後の訓練のあり方と、震災が起きた後のその対応の仕方について、るる聞いてまいりました。きょうはそこまでの話はいたしません、いざとなったときの避難場所、避難地に対する対応のあり方というのは、もっとPRできないかなという思いがしまして、ちょっと抽象的ですけど、その辺の取り組みの姿勢について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

選挙管理委員会につきましては、我々が申すまでもなしに、淡々と衆議院の方がやってきます。摂津市議会議員選挙、先ほどちょっとご答弁の中で流動的というのは、8月にもう説明会をやったら、摂津市はもうそれでかたまりますよね。それから変更はできませんよね。それだけちょっとお答えいただけますか。それでないと先ほどののであれば、説明会は終

わった、それで衆議院の解散にあわせて8月30日か9月6日、これにあわせるようなニュアンスで答弁してましたんでね、明確にお願いしたいというふうに思います。それやったら説明会を何回もせなあかんようになってくるしね。

それから、職員厚生会につきましては、職員に対しては不利益が起らないようにしてほしいのと、もう一つは、市民から見た目で過剰にならないように。この2点でより検討していただくよう、お願いしたいというふうに思います。これも要望で結構でございます。

それから、基金残高は先ほど言うたとおりですね。会計の件で、思いを込めて言うていただいて、揚げ足とるようで大変申しわけございませんが、結果的に一時借入金で4月、5月を乗り切ってきて、もう一方では基金の有効活用で乗り切ってきた。その中で、第4号補正でトータル270万円程度利益が上がったと。私は、その部分については、実際に財政が一方では好転し、一方ではですよ、まだ完全なところまで行ってませんが、財政力も考えていく中では、その基金があればこそ、そういったことができていくなというように思っております、思いは十分伝わりました。これは結構です。

土地開発公社につきましては、野々3丁目は、まだ売りやすいところであって、これはもうだれを責めるわけでもございませんが、結果的には売れてよかったなというふうに考えたいです。土地開発公社の保有額というの、大阪府下全市町村のやつデータも持っているんですけど、摂津市はその部分からいけば、抑制がかかるような位置ではありませんし、ただ、ここは当委員会で、土地開発公社の分まで踏み込めるんですけど、それは決算のときでも言いました、考え方も含

めて、より努力していただくことをお願いしたいなということで、ご要望とさせていただきますと思います。

それから、庁舎管理はシルバー人材センターの件費が755円で、大阪府の最低賃金が748円というところが、ちょっとひっかかるんですよ。755円で契約しているのはシルバー人材センターが雇用している人に対する件費なのか、摂津市が契約している件費なのかという部分。以前に、どういう契約のあり方であるかという部分が。先ほど言いましたように1,000平米で一人当たりで、1人1時間755円で契約しているのかどうかはよくわからないですね。改めてどういう契約になっているのかなと。そうならば、シルバー人材センターの利益というのは、工数を削減、9人契約やけども工数を削減してでないと、利益というのが7円しか上がってきませんよね。そこには消耗品も発生してきたら、市が発注すればすべて赤字になってくるやろうと、こういうことにつながってまいります。もう一回お聞かせいただきたいと思っております。

それから、光熱水費の太陽光発電というのは、時代の趨勢の中で、今日本がこれまでは太陽光発電というのは世界ナンバー1の需要があったそうでございます。それが今、ドイツに負けて、日本は第2位になってきているのと、本来のやっぱりエコの考え方でいったときに、設備で歯どめを置いておくというのが、一番大事だなというふうに思っております、こういったことも含めて検討をお願いしたいなということで、2回目の質問を終わります。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後4時53分 休憩)

(午後4時54分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁をお願いいたします。

杉本次長。

○杉本総務部次長 先に防災の訓練のあり方ということで、先般輪島市に行かれて、被災地を見てこられたということで、非常にいろんな取り組みを見てこられたということで、我々も教えていただいたことがあるんですけども。やはり訓練というのは現場を知って、被災現場の経験があるというのは全く違うんであろうというのは、我々も思います。先般、我々も兵庫県豊岡市長のお話を聞いたことがあります。この中でも水害に対して、避難警報を出すのに30分かかったと。なぜかかったかということ、その文案を考えるのに30分かかったという、これは実例として、非常に我々行政に携わる者として、痛切に感じる部分がありました。いかに混乱なくということはどうしても考えてしまいます。こういったことを、やっぱりふだんから考えておく、我々行政マンとして考えておくことが1つ。

それから、自主防災組織、非常に役員さんにご苦労いただいて、汗をかいてやっていただいております。昨年も三宅地区で新たに防災訓練ができ、非常にありがたいと思っておりますが、一方で、やっぱり地域温度差がある。また、マンネリ化という言い方は適切かどうかわかりません。毎年同じことをということになっているということで、役員さんがご苦労されている実情もございます。こういったことは、もう個々の役員さんとお話をする中で、またいろんな知恵を出していきたいと考えますし。それともう一方で、やはりこれまでの本会議でも、委員の方でもおっしゃってございましたけれども、リーダーの養成をする、自発的に考えて、自発的に動ける方をつくっていくという

ことも、大事なのかなと思っております。

もう1点、新しい訓練ということも考えないといけないんですけども、先般1月に避難所の開設訓練を、味舌スポーツセンターで行いました。このときにダンボールの仕切りをつくっていただいたりしたんですけども、ここで寝られた方の感想が非常に印象的でした。こんな狭いところで、こんなところで3日も4日もというのをつぶやいておられました。こういったことも、やはりこれからは避難をした、その先どうするかということも十分考えた訓練になるように、取り組んでまいりたいと考えております。

それから、シルバー人材センターの件でございますが、755円、昼間の値段ですけども、これは個人に行く金額でございます。積算するときには、シルバー人材センターの方は個人にお支払いになる金額を示され、それに対して、それが延べ何人で何時間ということとされ、それに対してシルバーは事務費5%と材料費8%を掛けた金額として、我々は契約をし、お支払いをしているという形ですので、最低賃金との差はわずかではあります。高齢者施策として続けていけるということも、念頭に置いて今後も継続したいと考えております。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 耐震性貯水槽のお問いについて、お答えいたします。

平成7年からずっと2基ずつつくってまいりまして、平成12年で10基目にとまっております、委員ご指摘のとおり。12年の設置を最終に、14年の事務事業評価で先送りとなり、そのころからちょうど残り9か所になっておるんですけども、財政面を考慮しながらという部分で、車の更新というのが重なってまいりました。財政面を考慮しまして、両方や

れたらやりたいんですけれども、車の更新がどうしても優先になってきます。平成24年度にNOX絡みの車両は一定終了いたしますので、その時点では再度、今、摂津市内の水利状況等をもう一遍検討しまして、防火槽の設置に向けては検討していかなければならないかなと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 私の方から、選挙の関係についてご答弁いたしたいと思ひます。

先ほどのところで、多少説明が不足しておりますして、申しわけありませんでした。8月に立候補の予定者の説明会をいたしまして、その後に衆議院が同日選挙できるような日程にずれ込んできましたら、その折にはもう5月の折に1回選挙期日を決めておるんですけれども、もう一度選挙管理委員会を臨時で開かせていただきまして、同日に移すような日かえる委員会を開くような形で日程変更いたしまして、その辺につきましては、実際の立候補者の方のやっぱり費用とか、準備の時間等もありますので、その辺に関して日程はかんがみながら、できるかどうか考えさせていただきたいと思っております。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、今後の財政運営について、私の方からご答弁させていただきます。

先ほど市税状況の部分について、ランキングの分のご紹介があったんですが、ちょっと出し方が違うかもわかりませんが、ちょっと数字を紹介させていただきます。平成19年度の市税の市民一人当たり、住基人口でございますが、本市の場合は23万8,187円。府下平均を

とりますと、これ15万2,348円ということで、約1.56倍の一人当たりの市税収入になっております。

それで、それぞれの各税目があるんですが、やはり法人市民税、それから土地の固定資産税ですね、それからたばこ税、これらが非常に府下平均よりも上回っていると。ただ、府下平均より下回っておりますのは個人市民税、これが府下平均5万7,599円ですが、本市の場合は5万4,153円ということで、府下の中では個人市民税が平均より劣っているということになります。

ご指摘のように、当然、法人市民税とかあるいはたばこ税、これは未来永劫あるものではないですし、景気変動によっては、また増減することもあります。そういう部分では非常に不安定な財源構想にはなっております。

財政運営をする場合について、いろいろな角度から慎重な検討をしなければなりません。私自身が感じておりますのは、やはり収支の問題と、それから公債管理であろうかなというふうに思っております。といいますのは、新財政健全化法、これにいきますと、今までは実質赤字比率、これは普通会計のベースでしたが、それにプラス連結実質赤字比率、これ2つとも収支の問題でございます。それから実質公債費比率、これは以前は起債制限比率で20%を超えれば一部起債が制限されるという部分が、公共下水の起債償還も含めた実質公債費比率、こういうふうに数字が変わってきました。これは、やはり公債管理の一環であろうかというふうに思っております。

それで、公債管理の分ですが、やはり我々は非常に苦い経験をしております。それは、平成17年度の公債費の償還期が過去最大のピークでございました。こ

の平成17年度のときには繰上償還6億5,700万円あったんですが、それも含めまして64億2,600万円の元利償還を行いました。それから、平成18年度は20億円落ちまして44億3,800万円。それから、平成19年度にはさらに5億円落ちまして39億1,000万円ということで、年々落ちてきております。これはもちろん公債費の管理で元利償還以内の発行額ということで、平成11年からだったと思いますが、そういうふうになってきました。ちなみに平成10年度の普通会計、それから公共下水道の現在高968億円ございました。平成19年は普通会計、公共下水を含めますと745億円ということで、約25%の現在高を落としてきました。それというのも、やはり公債管理、平成17年度の繰り返しが今後起こらないようにという思いで、そういうふうで元金償還以内の発行におさめてまいりました。

それで、今回の平成21年度の予算なんですが、大まかに言いますと市税の方で10億500万円ほど減収になりました。それで、譲与税それから交付金で1億4,500万円、締めて約12億円の減収になりました。それを基金の方の2億5,400万円の増と、それから臨時財政対策債で3億9,000万円の増、それから退職手当債5億円の増ということで、一応穴埋めさせていただきました。先ほどおっしゃられたように、退職手当債の分については9億円の限度額がございます。それをまるまる発行しますと、基金の繰入金は約4億円減少というふうになるんですが、これをやりますと、先ほど言いましたように、公債費の償還がまたぞろ4億円が今後上回ってくるということになりますので、それらバランスを含めて、退職手当債の分については5

億円に抑えさせていただきました。退職手当債の5億円の分は、本来でしたらこれを発行せずにやりたいところがやまやまでです。

公債費の意義といたしましては、もちろん財政支出と財政収入の差を埋める。それから一般財源の補填をする。それから、他の公共施設の公債費の発行の場合でしたら、今現在の住民の人に負担してもらおうのとあわせて、将来便益を受けるであろう市民の人にも負担してもらおうと、こういう理屈理論があるんですけども、退職手当債に分については後年度の負担にはちょっとなじまないということで、できるだけ退職手当債は未発行としたいと。ところが、やはりそれをしますと、基金の方も取り崩しが多くなると。そういうことでバランスをとった形で5億円という形にさせていただきました。

今後につきまして、やはり先ほど言いましたように、そういうふうが一番本市の場合が自己決定できる分については、やはり基金でございます。地方財政対策の方で今回、平成21年度については地方交付税の増額とあわせて臨時財政対策債の81%でしたか、かなりの増額があります。本市は普通交付税不交付団体です。交付税で幾ら原資をふやされましても現金は入ってきません。そういう部分では、臨時財政対策債、将来の借金になるんですけども、それらを発行することによって、収支のバランスがとれるということになります。だから、そういう意味では、臨時財政対策債を発行できる限りは発行させていただいて、それから退職手当債は基金との調整の中で抑えさせていただいた運営ということになります。

いずれにいたしましても、ご指摘のように、今後自己決定できる基金をいかに

温存していくか。もちろんこれをふやしていけばいいんですけども、公債費をふやさずに基金を温存していくか。これが今後の財政運営のかなめであろうかというふうに思っております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、もうこれだけにしときますけれども、2点に絞って。今の衆議院選挙と市議会議員一般選挙の関係なんですけど。どうも合点がいかないのが、5月に選挙管理委員会で市議会議員一般選挙の期日を定める。想定するならば9月13日。次に、8月の初旬に候補者説明会を行う。そこで衆議院が9月10日までやと8月10日ぐらいには解散をし、9月10日までには選挙を行わなければならない。そうなってきたときに8月30日から9月6日ということになるわけですね。9月6日ね。

そうなってきたときに、今、説明を受けたのは説明会がもう既に終わった以降でも、改めて選挙管理委員会を開催して、日程の変更が可能だというご答弁だったというふうに思うんですが。そういったことの流動的に投票日の繰り上げを、市議会議員選挙を繰り上げるとなったときには、非常に大きな問題が生じてくると思うんですね。それぞれの準備も含めて。本当にそれが可能なのかどうかね。今、個人としてご答弁なされているんでなくて、それがもう選挙管理委員会の意思決定ならば、改めてお聞かせいただきたいと思うんですが。候補者も4年に一度選挙を戦う部分の中で、5月にもう意思決定をされて、8月の説明会で照準を合わせている中で、1週間前倒して選挙になりましたいうて、何も準備できてませんよと。こういったことにもなると思いますので、改めて十分検討していただけますか。今のご答弁がどうかというのは、

これはもう選挙管理委員会の意思決定なんで。私どもはそういったことについてはいかがなもんかなというふうには思っています。

もう一つは、今、総務部長が言われている部分の中で、僕もまさに公債費を後年度に負担をかけてはならない。だから市債の発行を抑えていく。この理論については、まさにそのとおりだなというふうに思っています。一方では基金をいかに温存しとくかという、相矛盾するような質問をしながら、もう一度質問したいと思うんですが。退職債については、これはもともと退職債の発行は認められなかった部分が、平成18年度から団塊の世代の大量退職に基づいて発行が許可されるようになってきたと。それも年度を切って、要は平成22年の団塊の世代の大量退職までの間の単年度、単年度で退職債の発行が可能やと。

そうやって市債の発行が可能な部分については、できるだけそういった部分もやっぱりしていくべきだなと、一方では思うんですよ。それもそんなに公共下水みたいな発行ではないんで、退職債というのはもともとは、それこそ赤字再建団体に落ち込むかどうかというときに、次の手段としては、その退職債とかいろんな手法も考えていただいた中で、検討してきた部分がようやく認められた部分であって、実際には基金を、その市債発行、公債費と後年度負担という部分がありますよ。でも、いざとなったときに借金したいなと思ってても、その項によっては借金できない部分もできてくるねんから、そのときには基金から、自主決定、自主判断ができる部分は、やっぱり温存しとくべきやというふうに思っています。十分理解はしますけど、一方での私の考え方として、退職債については、もう少

し発行しとってもよかったのかなというふうに思っています。もう一度、ちょっと部長。

○野口博委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それと、先ほどの答弁の中でちょっと漏れておりましたので、答弁させていただきます。

平成21年度の基金の繰入金は約10億円弱ぐらいあります。先ほどご質問の中で、もし10億円ぐらいがもっと赤字幅が広がった場合、基金がそれほど戻せないのではないかというご質問があったと思います。その答弁をまずさせていただきます。

補正予算なんですが、補正予算第4号の分を見ていただきたいんですが、第4号の14ページでございます。14ページのところで平成20年度で法人の分が税収が落ちるであろうということで、4億5,000万円ほど減額をさせていただいております。それと、10ページを見ていただきたいと思います。そういう減収の部分で、減収補填債ということで3億5,000万円一応計上してあります。というのは、減収の分の補填をこういうところで財源を補って、それから基金を温存していきたいというようなことで、補正はこういう対応をさせていただいております。平成21年度にあっては、10億円弱ぐらいの基金ですが、これがもっと広がるということになりますと、3月の時点のときに減収補填債が再度発行できないかと、そういうようなことを検討していきたいというふうに思っています。

それから退職手当債なんですが、以前でしたら非常に厳しい審査があって、定員管理、人の削減がなければ退職手当債は発行できないというようなこと、非常に厳しい状況がありました。近年、平成

18年でしたか、地方債の協議というふうになりまして、協議が未成立の場合、議会の議決があれば市債が発行できるというようになっております。そういう部分では、非常に我々に対して起債の発行の部分については権限が付与されているのかなというふうに思います。

それで、平成19年度決算、府下の決算を見てみますと、政令指定都市を除く府下31市で、退職金が561億円ございました。それで、そのうち14団体は131億円の退職手当債を発行しております。それから、これは平成20年度、まだ最終の結論はまだなんですが、府下16市が発行予定をしております退職手当債が144億円の発行予定になっております。そういう部分では、府下の大半の市は半分の市は、退職手当債を発行しながら資金の調達をしているというのが、現状だというふうに思っています。本市の分につきましても、平成20年、21年、非常に退職手当額が多額となりますので、その機会のときに発行していきたいと。二十数名ぐらいの定年退職のときに発行は不可能になってしまいますので、この機会に発行したいというふうに考えております。

○野口博委員長 南野局長。

○南野選挙管理委員会事務局長 これまでの立候補説明会のことにつきまして、いろいろご答弁させていただきましたけれども、まだ今回の答弁につきましては、選挙管理委員会の開催の中でご相談申し上げておりませんので、今後におきましては4月の委員会等々まだございますので、その中で立候補説明会、あるいは選挙期日について今後どうするのかということにつきましては、十分委員さんとのご協議の中で相談させていただきまして、立候補される方にご負担をかけないよう

に、委員会で十分検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 以上で三好委員の質問を終わりました。

暫時休憩します。

(午後5時12分 休憩)

(午後5時13分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたします。

(午後5時14分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 山本善信